

## 平成30年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年9月18日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成30年9月18日（午前9時00分）

出席議員	1番 若宮 淳也	2番 西井 仁司	3番 溝口 周生
	4番 岡村 広彦	5番 舟瀬 勝	6番 登 喜三雄
	7番 濱岡 裕之	8番 牧 幸作	9番 木本タエ子
	10番 福井 秀治	11番 八木 淳	

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	福祉保健課長	岡田 美和
代表監査委員	山下 幸生	水道課長	山下 弘文
副 町 長	藤田 心作	産業振興課長	山下 喜市
総 務 課 長	西岡 一義	建設課長	北村 晴紀
防災環境課長	中西 章	会計管理者兼出納室長	中井 均
まちづくり推進課長	中井 宏明	教育委員会教育長	中西 正典
税 務 課 長	森井 裕	教育委員会事務局長	作野 和幸
住民生活課長	岡谷 吉浩		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	中川美知彦	書 記	阪口 昇吾
書 記	井口 由子	書 記	中村 公洋

### 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 10番 福井 秀治 議員
  - 1番 若宮 淳也 議員
  - 6番 登 喜三雄 議員
  - 3番 溝口 周生 議員
- 日程第2 各常任委員長審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第39号～議案第54号）
- 日程第4 採決（議案第39号～議案第51号、議案第53号～議案第54号、請願第1号～請願第4号）
- 日程第5 採決（議案第52号）

- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第3号～発議第6号）
- 追加日程第2 提出理由の説明（発議第3号～発議第6号）
- 追加日程第3 質疑（発議第3号～発議第6号）
- 追加日程第4 討論（発議第3号～発議第6号）
- 追加日程第5 採決（発議第3号～発議第6号）
- 日程第6 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第7 議員派遣の件について

## 上程議案

- 議案第39号 平成30年度 度会町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 平成30年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 平成30年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 平成30年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第43号 平成29年度 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 平成29年度 度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 平成29年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 平成29年度 度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 平成29年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成29年度 度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 平成29年度 度会町水道事業会計決算の認定について
- 議案第50号 度会町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第52号 教育長の選任につき同意を求めることについて
- 議案第53号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第3号 平成29年度 度会町財政健全化判断比率について
- 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願
- 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
- 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める請願

- 請願第4号 防災対策の充実を求める請願
- 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について
- 発議第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 発議第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

## ◎開会の宣告

(9時00分)

### ○議長（八木 淳） 会議の前に、一言申し上げます。

先般の西日本豪雨や、北海道胆振東部地震により、甚大な被害が発生しています。亡くなられた方に対し、お悔やみを申し上げますとともに、被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

そして、一日も早く復旧・復興ができますことを、お祈りいたします。

また、中村町長より9月6日の定例会本会議において、発言した内容を変更したいとの申し出がありましたので、これを認め、町長より訂正を求めます。

中村町長。

### ○町長（中村 順一） 皆さんおはようございます。

ただいま議長の御許可をいただきましたので、私の発言に対しましての去る9月6日の定例会の上程議案の提案理由の冒頭で発言をいたしました北海道胆振東部地震の件で、地震発生が地が皆さん方に、私、安平町（やすひらちょう）と発言したと思いますので、これは間違っておりましたので、認識不足でございますので、正しくは安平町（あびらちょう）ということでございますので、議会の中での発言でございますし、この場をおかりしまして、訂正とおわびを申し上げたいと思います。すみませんでした。

と同時に、あの当時は発生してすぐでございましたけども、議長もおっしゃいましたとおり、この北海道の胆振東部地震で大変被害が多く出ておりますが、被災された地域の方々に対しては、心からお見舞いを申し上げますとともに、また同時に、尊い命が、亡くなられた方々に対しましては、心から御冥福をお祈りをしたいと思います。

また、その北海道の胆振東部地域が一日も早い復旧が進み、住民の皆さん方が通常の生活に、一日でも早く戻れることを強く願いたいと思います。

以上でございます。

### ○議長（八木 淳） それでは、会議を始めます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、平成30年第3回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

## ◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いします。

10番 福井秀治議員。

### 《10番 福井 秀治 議員》

#### ○10番（福井 秀治） 皆さんおはようございます。

10番議員の福井秀治でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告させていただいています点につきまして、町長に質問をさせていただきます。

この臨時職員の時間給に関する質問につきましては、平成23年の9月議会におきまして質問をさせていただきました。なかなかかみ合わなくて、最後に次の機会にまた議論をさせていただきたいということで質問を終わらせていただいたところでございます。

あのころの最低賃金からいたしますと、今は100円以上上昇しておりますが、役場の臨時職員の一番低い賃金に比べますと、今でも400円近い差がございます。最低賃金がこの1,200円に届くには何十年もかかるのではないのでしょうか。

しかし、今まで行ってきた政府主導による賃上げも限界が近づいていると言われております。それは、中小企業や小規模事業者は、その負担に悲鳴を上げているのが実情であるからであります。

度会町で一番低い時間給が1,200円で、それに対して県下市町の平均金額が昨年度において約850円であります。その中においては、比較的財政がよいといわれる北勢地域の市町のほうが低いという傾向が見られます。

この一番低い金額となります職種は、各市町によって多少の違いはあるものの、事務員、事務補助、用務員、調理人、作業員らが挙げられております。民間の伊勢度会地域におけます各事業所の求人情報を見ますと、現在の最低賃金であります820円から900円代が多く見られます。この度会町でも多くの人々はこのような賃金でもって働いておられると思います。

前回の一般質問の議事録をとり上げて見直してみました。町長は、時間給が

1,200円にしたことについては、地方自治の趣旨に添って臨時職員の待遇改善は、小さな自治体にできる一つの政策として打ち出したもので、法律上には触れていないと言い切っておられます。

平成22年度の一般会計の決算から100人の正規職員の給与が4億4,000万円、それに対して50%近い人数の臨時職員の賃金の合計が5,900万円であるので、この賃金格差が大き過ぎるので考えたとも言われました。

しかし、この格差はどこの市町もこのようになっているはずであります。これに反応されたのは、度会の中村町長ただ一人であります。あれから何年もたっておりますが、どこの首長も手をつけていません。地域のバランスを考えるからではないでしょうか。

臨時職員の時間給を高くすることにより、責任と自覚をもって労働意欲を高めていただくことは、住民サービスが向上することが期待されると言われておりましたが、これは決して間違いではありませんが、多少無理があるようにも思います。

度会町に住まわれ、最低賃金近くで働いておられる多くの方はもちろん、一般の町民の方々にも到底理解はいただけないのではないのでしょうか。

役場こそ、公平・公正を一番重んじるところであります。節度をもって当たるべきであると考えます。

町民の平均的な目線に沿った常識的な時間給の値であってほしいと思います。

以上のようなことから、十分調査した上で見直し改正されるべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

**○議長（八木 淳）** 中村町長。

**○町長（中村 順一）** それでは、ただいまの福井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

臨時職員の時間給についての質問でございますが、御承知のとおり、平成23年9月、それから平成24年3月の定例会でも同じ質問をいただいております、お答えをしたところでございます。

現在の臨時職員賃金は、正規職員と同等の業務を行っている臨時職員の、いわゆる議員さんがおっしゃったような労働意欲を向上したい。それから責任と自覚をもっていただきたいというために、平成20年度だったと思います。臨時職員の処遇改善として、正規職員の初任給を参考にしながら、正規職員の給与と臨時職員の賃金月額と比較の上で決定したものでございます。

基本的には、6時間労働を基準にして考えておりました。確かに、議員さんがおっしゃるように民間のパートの賃金の格差、業種がたくさんございます。特に中小企業と比べると、国の時代の流れとはちょっと乖離があるように、私もそれは認識はしております。

ただ、これは役場だからとか、民間企業だからということではなくして、働くものの、私はその原点に立って業務用の各種違い、それから労務時間の違い、それから、あと現場の協調性。いろんなことを加味して二、三年間考えた上でのことであり、首長ただ一人だということをおっしゃったけれども、だんだんそういうことがなくなってきつつありますけれども、問題は、何でもいいから上げたらいいということではやっておりません。

そういうことで、一般に単純に比較できるものではないと思っております。

そして、先にも述べましたとおり、度会町の職員として、正規職員と臨時職員の賃金格差の是正及び処遇改善として、これはあくまで行っているものであると認識しております。

御承知のとおり、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、平成32年度から施行されるとなっております。

これは非常に私自身がいい制度でありますけれども、よくよく地方自治体で考えて、これは採用していかないかんもんだと思っております。

その中で、会計年度の任用職員というのは、正規職員の給与を参考に、条例で定めることとなると思っております。

それから、そこには各種手当、また期末手当というのが支給されることとなりますので、当然、国としての対策は、流れとしてはそういった臨時と正規の乖離をなくそうということではやられた制度だと理解をしておりますが、私が平成20年にした、うちの職員のその賃金と同じ程度、もしくは、今以上の賃金となるのではないかと推測はしております。

そこで、やはり歯どめもすることも必要ですし、改めて検討もしなきゃならないかなということでございますので、こういった点から、私は今の制度はこのままで、決して臨時職員賃金の、特に、保育士さんなんかの心労、外部から見ると内部からの見ると違いますので、そういった意味では保育士の流れというのが、人事不足のところへゼロから2歳児を預かるというような、非常に意思表示ができない子を親から預かるという社会的な要請もありますので、そういったことを考えると、職種によってはということが、ずっと今までもやってきたことではございますし、平成31年度までは現状制度を維持していくこととしておりますので、何とぞ、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） 想像していたとおりのような答弁をいただいたと思っております。

町長の政策を否定するようなものでありますから、私が満足するような見直し改

正しますという答弁は、なかなかいただくことは難しい。いつまでも私の考えとは平行線のままでいくのかなと思っております。

あと、2点ほど聞かせてください。

役場隣の特養老人ホーム、緑清苑では、一番低い臨時職員の時間給が820円から900円であります。その職種は介助員とその他とあります。その他とは、調理、配膳などを差すのと思われまます。

ここ緑清苑は、度会町が管理するもので、この度会町の例規集に、この内容が定められております。度会町長の管理下にある、この緑清苑と役場の差について、どのように説明されるのか。

それから、私はこの春まで度会町商工会の役員をしておりました。その関係でお聞きいたします。

商工会では現在、事務職員を募集しております。その時間給は850円であります。それも簿記3級以上の資格を持っていなければなりません。仕事は役場事務職員と何ら変わらないと思います。

商工会は、個人事業主や小規模事業者で組織されております。それらに準ずる、また寄り添うことが基本的な考え方であると思います。この現実をどのように捉えるのか。町長の御意見をお聞かせください。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 議員さんのおっしゃるように、まず、私の政策やから議員さんと平行線にいくとは限らないと思います。

先ほど言いましたことの一点だけ注目してもらいたいんですが、あとの二つにお答えする前に言わせていただきます。なぜ、平成31年度まで持続したいかという、賃金については非常に、今、言いましたように中小企業いろんな面、あるいは、うちのそういう議員さんの指摘する公共施設の団体職員の臨時の賃金ということもございませす。そのたびに非常に毎年、私も連合長とか、あるいは副管理者やってますんで、非常に難しいところあります。結論も出しにくいんです。

民間企業とは、あくまでうまくということなんですが、基本的には公務員というのは、私の考えではやっぱり人事院からの話で、これがだんだんと変わってきてつつあるなという思いで、自分の権限を入れた処遇改善をしたわけですが、私とて、政策というよりも、私はやはり職員を一つの士気向上をさせるための全体とのバランスということを考えて、私の部局にある直属は、私の配下にあるという言葉は失礼だと思いますけども、私が判断できる裁量権のところだと思います。その裁量権は、私に与えられた天命だと思っておりますので、処遇改善については、そういうことを打ち出しています。

議員さんのおっしゃったような隣におるやないかと、すぐにおるやないか、町長

と。あそこのほうの職員の処遇はどうなってるんやといわれましても、商工会もそうなんですけど、私はまず一つは緑清苑につきましては、当然、口出しをしないということを原点にしておりまして、以前、人事のこともいろいろとアドバイスも1期目のときはしてまいりましたが、ああいう処遇改善の細かいことについては、やはり事務局長がおり、また管理者がおいでになるという中で、管理者会議の中でやっていくということで、ここで私が部局の直属の人の賃金を決めるというようなことは、なかなか常識的に考えても難しいところだと思っております。

ただ、私としてはなるべく施設長が来れば、そういった改善はしてあげてくれよということで、住民の生活向上、安全・安心は大事ですけども、自分たちも住民の一人やからということをよく言い聞かせております。

そういったことで緑清苑につきましては、あちらが考えて独自でやっていただけるものと。

それから、もう一つは商工会につきましては、これは団体の長が見えますし、商工会の中小企業がというのは、議員さんがおっしゃるように国全体の問題であろうかと思えますし、中小企業の皆さん方の中にも、賃金につきましてもパートで、賃金の中でもパートで時間の中で8時間しなくても、2時間、4時間働きたいという人もおりますし、また、業種によっては機械仕事で流れ作業やという場合もありますし、それをみんな入れた上で、私自身はあの最低賃金のアップの仕方というのは、余り好ましくないと思っておりますので、私が決めることではございませんので、八百四十幾らまできたと思います。

だから、あの賃金も極端なことをせずに、本当に実の現場に従ったような賃金を、平均で出していただきたいなという気持ちもあるんですけども、せめて自分の部局に対して、そういう考え方でみんなの生活と、また、先ほど言いましたように、うまく機能すれば、これが住民生活の向上になると、見た目ですぐにわかる政策とか、そういうのはございませんけども、やっぱり役場の職員として、いろんな事業をやってる中でも出向で行っている労務作業員もおれば、いろんな職種がございます。そういったことも含めて、正規の職員の給料というものは、基本的には国を中心に県等を見て、動向で考えていかなければならないと思いますが、私は賃金は、当時、平成20年でございますが、その後、私が上げたようなのが、極端なことをしてしまっただかなという思いは何もございませんが、時間給にしたら6時間を原則としておりましたので、ただ、やはり6時間がいいと思ってやっていたら8時間労働にかなあかんやないか、町長という声もございましたもので、8時間労働も入れた中でブロックローテーションを組んで、みんな工夫せえよということで、保育所、美化センター、それから林道作業所には指示をして、各課長との協議も重ねてやってるというのが、今日でございますので、これが一番いい賃金だというのは、私はな



いものだと思っています。

ただ、その直属上司、リーダーがこういうことのために、こういうことをという理由づけというのは、非常に必要だと思います。新たに給料を上げるとか、賃金を上げるということはしておりませんし、また、全体の度会町の職員数の中での、いわゆる正規と、国がよくいわれる非正規職員との差をなくすようにするためにはということで、絶えず考えながら毎年、人事異動と給与のことも行っておると思っておりますので、非正規職員につきましては、非常に幅広いものがございます。正規と非正規とわけても、パートもあれば、4時間のパートもあれば、6時間もある。あるいは、賃金である、嘱託、うちのように嘱託の人にして、もっと正規に近づけて責任をしっかりと重圧感をかけるかわりに、士気が高まっていく。それが住民の生活の向上につながればというような連鎖を考えながらやった制度だと思っておりますので、時代の流れとしては議員さんのおっしゃるように、中小企業を見てみますと、そういったことのパートだけという一点に絞れば、何か高いやないかといいますけども、今、データ持ち合わせておりませんが、結構平均事務職員の賃金は1,000円というのが基準に、今なってきたりまして、遅れじとばかりやっている町村もあるんやないかと思えます。これはもう首長さんのやることですから、私がそこまで言うこともないと思えます。うちはそういうマイペースでやっておりますので、決して無茶なことで非常に根拠がないということではやっておりませんで、かなり悩んだあげくで、人事異動と給与はしっかりとやっておりますので、御理解をいただきたい。

また、もう一つ、社協、広域連合、緑清苑というようなところでありますと、私個人判断では、なかなかすぐに行くというようなこともできませんので、そういったことも認識していただいて、中小企業の皆さんのそういった給与と体制がバランスが悪いとか、あるいは、今、言われている景気はよくなっているけども、地方にはなかなか浸透してないんかということも考えた上の中で、平成32年には必ずそのときの町長さんが、改めてもう一回見直すということが来るんであると思っておりますので、私は平成31年度までは、私の現状でいきたいと、こういうことでしております。

平成32年度になりますと、任用制度によりましては、期末手当をつけないといけない、やたらにつければ、今度は物件費から人件費にかわってまいりますし、非常に難しい問題が起こるのかなと思っておりますので、そういった財政面も含めて、お金があるから、その自治体が給与が高いということは、まずないと思っておりますので、それぞれの首長さんらの指導で決まると思っていますので、私としては、そういった考え方でやっていきたいということで、緑清苑と、今、申しあげました商工会につきましては、あちらの団体に私が100%自分の思いを入れるということは難しい

かろうと思っています。

しかし、最低基準と、それから現場不協和音がないということのもとに、職員の意見も聞きながら、事務局長なり、施設長には絶えずそんな話はしていることは事実でございます。制約もなしでいきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） 言語明瞭意味不明といいますか。町民が聞いていて、果たして、理解につながったかどうか。私は疑問に思うところでございます。今回も見直し改定の答弁は得られませんでした。

今後も機会を捉えて提案してまいりたいと思っております。今回はこれを持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

続きまして、1番 若宮淳也議員。

#### 《1番 若宮 淳也 議員》

○1番（若宮 淳也） おはようございます。1番議員、若宮淳也でございます。

議長に、お許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

また、最初の質問に入る前に、7月に発生しました西日本豪雨、そして、先般、北海道で発生いたしました地震により、お亡くなりになられた方に心より御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方、そして、今、なお避難生活を送っている方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、防災の視点から3点質問をさせていただきます。

昨今、日本列島さまざまな地域で起こる災害の発生を踏まえて、この度会町において、どのように災害に備えていくかということは、とても重要な課題でございます。

7月の西日本豪雨では、川の氾濫、洪水、土砂崩れなどが起こり、度会町のような中山間地域でも大きな被害がありました。

また、最近の異常気象のせいだと言われておりますけれども、豪雨被害の危険性も高まっております。私たちが住む度会町もいつ何時大きな災害が襲ってくるかわからないという危機意識をもって、平時のときから災害への備え、防災対策をしなければならないと痛感しております。

そこで、まず、1点目の質問になりますが、度会町は平成28年にハザードマップを作成し、冊子を各家庭に配布しております。各地域で起こる災害、特に災害の発生を踏まえ、また、異常気象も含めた自然環境の変化、人口の変動など、情報収集しながら再度検討し、随時の更新をしていくことが町民の安全・安心、そして、災害の備えになると考えますが、各地域の区長や町民からの情報をもとに、随時ハザ

ードマップの更新は行っているのか。加えて、ホームページなどでも更新は、随時行っているのか、お伺いしたいと思います。

二つ目としまして、公民館等の避難場所への備蓄品の分散体制の構築について、質問させていただきます。

北海道地震でも報道されておりますが、災害発生後、自宅を離れ、避難生活を余儀なくされている方がたくさんおられます。このように大きな災害では、停電や道路の寸断などで、電気が使えず、水も不足し、食糧などの物資が届かないケースもあります。災害が起こったときに電気をどのように確保していくのか。また、飲み水や飲み水以外の水は確保できているのか。非常食は十分管理されているのか。また、どこに管理されているのかということ、今一度整理し確認していく必要があると思います。

例えば、町が購入している備蓄品につきましては、現在、町内7カ所で管理されていると思いますが、水害などで道路が寸断されたときには、備蓄品の運搬が困難になりかねません。今ある保管場所から交通網などのライフラインに支障が出ることも想定して、各区の主要部、いわゆる公民館等に備蓄品を分散し、管理していくほうが、いざ災害が起こったときに迅速に対応できるのではないかと考えます。備蓄品などをもう少し細かくわけて、公民館等の避難場所に移して分散管理していくようなお考えはないのか。お伺いします。

引き続き、度会町の防災について、3点目の質問をさせていただきます。

防災機器の設置及び補助についてですけれども、先ほども申しあげましたように、大きな災害のときには被災者は避難生活を余儀なくされます。一方で、避難生活を送る避難場所に水や電気などが確保されているのか。空調設備はしっかり備わっているのかということは、被災者にとっても重要なことです。

特に、北海道地震で被災地が停電になったことが報道され、電気が私たちの命にとって、とても欠かせないことになっているということも、誰もが認識したところですし、先日の台風21号により度会町も各地で停電が起こり、大変不便で不安な思いをしたところであります。

避難生活を送る上で、電気を確保するという事は、町民の命を守ることにもつながると思います。災害は昼夜問わず、季節も問わず、いつ起こるかわからないことですから、危機意識を高めて対応していかなければなりませんし、災害用の発電機などの防災機器を備えていくことは、早急に進めなければならない課題でもあります。

現在、度会町では、災害用の発電機が備えられていない地区と避難場所があります。また、避難場所が何カ所もある大きな区では、一つの発電機では避難生活の最低限の電気も賄えません。

このように発電機を備えていない地区に対して、発電機を備えていくような働きかけや補助が必要だと思います。

また、大きな地区や避難場所が何カ所もある地域には、複数の発電機を導入できるように補助率を上げることや、発電機の導入を町が支援する制度の見直しが必要だと考えますが、町のお考えをお伺いいたします。加えて、災害は暑いとき、寒いとき、いつ起こるかわかりません。町長のお言葉をかりれば、明日は我が身という言葉で表現できると思います。

西日本豪雨の被災地を見てみると、今年は特に暑いので空調設備をしっかりとしないと、避難生活で体調を崩す人が出てしまうおそれがあると実感いたしました。そのため避難場所となる公民館等への空調設備の点検及び設置が必要だと考えますが、防災機器の一つと考え、空調設備の備えが万全なのか。各区の状況など把握しているのか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、若宮議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

一括で質問をいただきましたので、一括で順を追ってお答えをさせていただきたいと思います。

まず、冒頭に、やはり議員さんもおっしゃったように、これからは度会町だけやなくして、全国的に多様化、複雑化する災害に対する行政の対応というのが、非常に多くの課題を残しながら、みんな経験主義で、こういうことがあったらやっぺいこうかという中での財政上の苦慮も見られますし、非常に大きな将来は課題になるんやないかと思っております、個人的には。

そんな中で、度会町も自助努力、共助努力、公助努力をしていかなきゃならない。先ほど申し上げましたけど、あすは我が身になってまいりました。もう何十年前の度会町であれば、どこ吹く風というんで、よその情報で気の毒やな、何とか支援したらええかなというようなバックアップ体制を、みんなが持つておったんが、もう私も避難せんなんかなというように感じに、住民がここ10年でも、私のときからも変わってきております。そういった意識の向上といいますか。そういったことも経験を積みながら、度会町もまだまだ大地震に対しての未経験というのは、非常に私も疑問で、不安を持っております。

ただ、大雨に対する警戒とか、そういったものについては、結構、今からお話をさせてもらう自主防災についての充実化というのもありまして、大分、体制が整ってまいったと思っております。そんな中でのお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、ハザードマップの随時更新につきましては、度会町の防災マップにつきましては、浸水、それから土砂、ため池などの危険箇所以外に、避難所や防災行政無

線の位置というのを掲載して、全戸に基本的には配布をしております。

過去の作成・更新状況としては、平成16年度に、まず三重県が調査した土砂災害の危険箇所を掲載して作成。それから、2回目になりますけども、平成22年度に、県が調査した宮川の浸水箇所を追加掲載して更新をしております。直近では、平成28年度に一之瀬川の浸水被害実績、及びため池のハザードマップを追加して更新をしております。

ホームページへの掲載と更新は、マップの更新時期とあわせていたしておりますけども、議員さんのおっしゃるように、随時はしておりません。

ホームページに掲載しています防災マップのデータは、冊子と同時に作成しておりますものでございまして、更新につきましては、専門的な技術と、それなりの費用を要しますので、慎重にこれからも検討しながら、なるべく早く住民のほうへ情報を伝えていきたいと思っております。

ここ近年では、県主体により町内でも平成27年度から順に、中川・一之瀬・小川郷地区の土砂災害の警戒区域等の指定がされております。平成31年度中には内城田地区を終わり、町全域が指定されるように進められておりますので、これらにつきましては、町全域の指定がされた後に、防災マップへの掲載をまとめて載せていきたいと予定をしております。

なお、現在の住民の皆さんへの周知方法としましては、調査結果について各地区で説明会を実施し、成果のマップを各家庭へ配布しておるという状況でございます。

また、県のホームページにて確認できる旨についても、御案内はさせていただいております。

今後につきましても、冊子を作成する時期と、先ほど述べましたように、同時でない場合に、適当でない場合は、軽微な更新につきましてもチラシとか、ホームページといったものを通じて、住民の皆さんには周知をしていきたいと。一区切り、一区切りとしては、先ほど言いましたように、冊子とか、あるいは県のそういった警戒の体制のマップがしっかりとできるところで皆さんに情報を伝えていきたいと思っております。御理解ください。

それから、2番目の備蓄品につきましては、おっしゃるとおり、防災倉庫につきましては、7カ所でございます。議員さん各地区にあれば、搬送も便利だし、寸断もあるなということもございますが、大地震になると、もうそれがどこを見ていただいてもわかりますが、孤立地域にはもうヘリコプターの空輸しかないかなと。これはもう結果的には思っておりますけども、そこへ行くまでの努力をやっていく必要があるのではないかということをおっしゃられると思いますので、そんな中で、7カ所は、まず地区によりましては、町のまず防災倉庫、それから役場のこの庁舎、それから地域交流センターの敷地内の倉庫、それから中川と小川郷と一之瀬地区の

備蓄倉庫、そこへ旧一之瀬小学校と、この7カ所で災害用の備蓄品及び資機材を配備しております。

また、備蓄資材につきましては、一般に羅列を挙げている以外でも、どうしても各それぞれの災害があった地域で、こういったもんが必要やったということデータをいただいで、内部では協議しながら必ず、前であれば、毛布とテントというのが、トイレというのが常設でありましたが、このごろは全くわからんところでも不便を感じるというのが、日常品でございますので、そういったことは水面下で、うちで防災減災の基金、あるいはそういった交付金をうまく利用して、一年一年とやること。私のよくいう一日一歩で積み上げております。

これらにつきましては、議員さんおっしゃるように、大災害が発生したときの支援拠点として、なるべくこの場所、7カ所を考えておりますので、ここに重点的にやっておるといのがもとでございます。

それから、37地区、3自治会の備蓄品と資機材の整備につきましては、自助・共助の観点から地元へお願いをしております、基本的には。備品等の購入・管理から実災害時の使用については、これを我々全て行政が担ってしまうということになると、私がよくいう自主防災の自助・共助、いざというときには行政も役に立ちませんよと、はっきり申し上げるようなことが首長経験の方々は、いろいろ本を出しております。それを読んでおりますけど、私もそれは同感でございますので、いざというときになれば、その地域が、行政がちゃんと復活が、一日も早く時間的にできるようになるまでは、頑張ってもらいたいということで、自主防災のその低下につながるんやないかということで、補助金体制をとって、今、資機材はこつこつと区長さんにしております。

したがいまして、度会町としましては、環境施設整備事業補助金交付要綱に基づいて、自主防災の組織育成等事業として、地元が防災用の備蓄品・資機材を購入する場合には、事業費の上限を50万円まで、50%の補助金にて、支援を今、行っているところでございます。これは私になってから、また補助金も議員さんがいわれる補助率を上げるということも改正をしました。

ここが、今のところ財政上限度かなと思っております。

そういったことで、平成29年4月1日から事業の上限を20万円から50万円に増額して活用促進を図って、実績としては、平成27年度において、4地区で手を挙げただきまして、それぞれ資機材を購入していただきまして、金額的に申し上げますと、29万円、それから平成28年度が4地区で10万4,000円、平成29年度の昨年が4地区で86万9,000円と増額になっております。

ぜひとも自主防災を中心に、また、区の皆さん、住民の方々には、この制度をしっかりとぜひ活用していただき、備えていただきたいと。それから、あとのこと

がまた行政と相談してという形になると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、町で備蓄しています、おっしゃるように非常食につきましては5年が大体賞味期限になっておりますので、これは入替え時につきましては、防災訓練で、今までも使用してまいりました。入替えしていかないとだめだということで。近年では、小学校と中学校の児童生徒、それから保育所の園児に配布をして、おいしいかどうかはわかりませんが、こういうもんなんですよと、生き延びるためにはということで配布をして、自宅で家族と試食をしていただいているという現状だという報告も受けております。

それから、3番目の防災機器につきましては、これが非常に大きな課題だと思いますが、避難生活を送る上で、空調設備のあるないについては重要な課題であると思います。議員さんのおっしゃるように、空調がついていれば、申し分ないということはよくわかっております。

近年では、県の補助もメニューに追加されておまして、これは県と町だけでなく、全国の課題だと思っております。

しかしながら、体育館に常設の空調設備を設置するには、莫大な予算がかかります。西日本豪雨の災害の復興支援として、うちも職員を派遣しました。広島熊野町の体育館には、常設のものはなかったと。そして、仮設の大型の空調機が複数台壁際に設置されていたと報告を受けております。体育館への空調の設備の導入につきましては、必要の予算及び設置の手法等を調査・研究し、また並行して、協定等によって熊野町のように災害時の設置が可能かどうかということにつきましても、県と関係機関と相談を、今後していきたいと考えております。

自主防災会が、先ほどもちょっと触れましたけども、自家用発電機を資機材として整備する場合は、全く補助金がないわけではございませんので、質問2でお答えしましたように補助にて対応をしております。満足ではないかも知れませんが、そういった中で、発電機といったものも、現場で聞きますと高額なものでもない、度会町の役場とか、そういうところにする自家発電機は、これは大きなものである程度の継続を要しますけども、各地区では、ライフラインが復興するまでとか、そういった一つのつなぎだと思っておりますので、そういった中で地元の避難場所である公民館等におきましては、施設のバリアフリー化とか、あるいは機能向上と合わせたエアコン設置に対しましては、地区の集会所の新築の補助金からの切り込みで対応しているというのが、現状でございます。

現在、エアコンのみの設置、あるいは点検及びメンテナンスにつきましては、補助対象としてはしておりません。

ただ、側面から一部の補助金というのは、今、上記でいったような補助金を活用

していただいて、うちの窓口で相談をしていただきたいと思います。

そういうことで、当町もいつも申し上げる一日一步の施策を充実させながら、より住みよい、安全・安心に暮らせるまちを目指し、知恵とアイデアを実践につなげていくという努力を、惜しまず推進していきたいと思っておりますので、どうか、今後とも御支援と御協力のほどを、よろしく願いをいたします。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 防災に関して、3点質問をさせていただきましたが、どれも度会町にとっては、早急に対応をしなければならない課題と受けております。町としても真摯に取り組んでいただきたいと思います。

ハザードマップにつきましては、作成が目的ではなく、被害が起こったときにどのような危険性があるのか。どこに避難すべきか。町民が常時把握し、災害時の対応を想定することが、できるようにすることが必要だと考えます。その情報が古ければ誤った情報を町民に伝えることになりかねません。そういった意味でも、随時更新、できる範囲のお知らせという形で御案内していただければと、このように思います。

また、災害時の道路の寸断などを想定した場合、備蓄品を町で一括管理するよりも、より住民に近いところに分散して管理していくほうが安全であり、備蓄品を届けられないというリスクも低減すると思いますが、先ほど町長のほうが述べられましたように、いきなり大地震が襲ってきたという、そういうこともありますので、できる限り備蓄品というのを手元に、近くに置けるような体制をとれるように取り組みしていただければと思います。

それと、備蓄品の賞味期限による入替えなどは、各地域の自主防災の訓練で活用すれば、町民の防災意識も高まると思います。今現在、そういう形で小・中、または保育所等にも賞味期限入替えのときには、試しでやっていただいているということです。また、それも続けていっていただきたいなど、このように思います。

そして、その分散管理する公民館等の避難場所への発電機や空調などの設備も、今後しっかりしていかなければならないと思います。避難生活を余儀なくされたときの住民の命や生活を守るためにも、町としての取り組みを、またお願いしたいと思います。

このように防災マップという形で、各御家庭にこの冊子を配布されてると思うんですけれども、ここでちょっと1点、先ほどもちょっと出てきたんですけれども、指定避難場所と指定緊急避難場所、そして指定避難場所、そして各地区の避難場所等にわかれておるんですけれども、一番重要地点、大きな災害が起こったときに旧小学校、あるいは度会小学校、度会中学校等の体育館を使うことにはなっておると思うんですけれども、中学校のほうは体育館空調設備されております。小学校のほうは、今の



段階では空調設備が整ってないという形なんですけど、それについて町長のお気持ちを伺いたしたいと思います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 今の質問にお答えしたいと思います。

度会小学校です。中学校は一応避難場所というので、非常に空調もそろっております。近代的な建物やと思っています。

ただ、小学校につきましては、地域防災計画の時に挙げましたが、県の方から、山が裏にあるということと。非常に十分な避難所ではないという判断で、特に、風水害については、そんなに高さもありますし、どうってことはないんですけども、問題は土砂流の災害とか、それから大地震が来た場合とかいうので、果たしてそこで機能が避難所としてできるかというのを、御指摘いただいたときに、絶対的な答えを出せず、あそこにつきましては、避難所としての完全な機能を発揮するということが、いざというときは難しいのかなと。

ただ、今の大地震を見てますと、余震というのが続きますけども、余震も大きな地震なんですけども、ある程度落ちついてきて、度会町が大きな被害が、甚大な被害が予想外に出たという場合は、あそこの避難所にもなり得るということを入れておりますんで、そういった面で、空調をあそこに入れるか入れやんかという問題は、今の必要十分条件というものを考えて、財政上のことも考えて、ほかに度会の公民館、それから中学校の体育館、そういったものが代替的にあればという考えでおりますけども、これからの課題だと思いますので、先ほど言われました空調とか、発電機の投入というのは、これから一日一歩で考えていかないと、すぐにいうて、あつというやるということにはなかなか難しいと思います。

基本的に100年に一回ぐらいの大きな大地震だと言われますけど、100年というのはせえので100年いるわけやないんで、もうたってる時からすると、南海・東南海、それから東海ですか。この三つの中で一番可能性があるのが東海かなと思っておりますけども、そういったことがいつ来るかわかりませんから、そういったことを含めて、より踏み込んだ議論をしながら、議員さんのおっしゃったような小学校のほうも検討課題としては、これから検討を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 避難場所という形で見ますと、空調設備はしっかりとしていただきたいと、財政状況というのも把握した上で、大変難しい部分にはなってくると思いますけども、また、度会中学校なので、体育館を使用したスポーツの大会が行われております。理由を聞きますと、やはり空調設備が整っているからだ、そういうことも聞きますので、また、この防災だけではなく、小学校の未来ある子

供たちのスポーツ等の一環にしましても、できる限り早くつけていただくように、検討をお願い申し上げ、防災についての質問をこれで終了させていただきます。

次の質問に入らせていただきます。

それでは、最後の質問になりますが、町制50周年記念式典について、質問をさせていただきますたいと思います。

度会町は、今年で町制50周年を迎えております。以前から、町長は記念式典を行わないという方針と伺っております。これまで町民の皆様からも開催してもらえないかという要望はあったと思いますけども、私からも開催を検討してもらえないかという思いを持って、改めて、質問をさせていただきますたいと思います。

50周年というのは、度会町の歴史の一つの節目であり、平成の大合併が行われる中であって、度会町は単独の道を決断し、町民、役場、議会が支え合いながら、この度会町を存続させてきました。

度会町という名前が残っていること。また、町民がまとまり、この度会町を愛し、そこで生活しているということはすばらしいことであると思います。

度会町が誕生してからの50年の歴史を、もう一度振り返り、これまで度会町の発展に功績のあった方々に対する表彰など、敬意をあらわす意味でも行う必要があるのではないかと思います。

まさに、度会町50周年の主役は町民一人一人です。広報や映像で振り返るのも一つだと思いますけども、やはり式典等を開催して、たくさんの町民が集まり、喜び合う、祝い合う場が必要だと考えます。

また先般、度会中学校女子ソフトボール部が全国大会準優勝、小学生の男子ソフトボールクラブが中日本大会優勝、女子ソフトボールクラブが全国大会に出場、陸上では内城田スポーツクラブが東海大会に出場、先日行われましたインターハイでも度会町出身のたくさんの選手が活躍しておりました。

そういったスポーツの分野の人たちも、この50周年の年に度会町の名を全国にとどろかせてくれておりますので、その成績や功績をたたえ、町全体で祝う場にもできると思います。そういったことを望む町民の声も多く私たちのところに届いております。

これまでの過去を振り返り、そして、新たに100周年に向けての新しい度会町をこれから作り上げていく上でも開催すべきです。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの町制50周年記念の式典につきまして、議論を呼ぶところでございますが、お答えをしたいと思います。

私自身は、基本的には御理解いただきたいんですけども、50周年記念式典は行い

たいという気持ちは十分に持っておりましたし、今はもうちょっと思っておりましたが、結論からまず申し上げて持っておりました。

いろいろ諸事情によりまして、慎重に、冷静に考えた上での判断をしたということに、若宮議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、町制50周年につきましては、度会町の旧4村、内城田、中川、一之瀬、小川郷村が、昭和30年に合併したあと、昭和43年に町制の施行ということになりました、これは大きな一区切りであると受けとめております。

議員さんのおっしゃることは、私にも十分理解できますし、また、町制50周年を、町を挙げての式典でお祝いをして、歴史の1ページという考え方は、私も先ほど申し上げたように持っております。

ただ、一区切りの歴史を考えますと、50年は大きな一区切りには違いないと思っておりますが、10年ごとを一区切り単位と考えてみた次第でございます。

以前にも申し上げましたとおり、福井議員さんからも質問をいただきましたが、住民の皆さん方や町内にある各団体、グループから、「50周年を一区切りとして記念式典を行ったら。」というような声や意見が、ここ二、三カ月間高まることをずっと見ておりましたが、私のもとには残念ながらそこまでも強い意欲、それから熱意が盛り上がってはいないという判断を、現時点ではしております。結論から申し上げますが、町当局としては、昨年からの事前協議も行い、内部での意見調整を図った上で、50周年式典は行わないと、式典です。セレモニーは行わないと決めたとおり、実施をしないことといたします。

ただ、個々に行う、前から申し上げましたが、50周年を祝っての記念事業、これは御祝いですので、各スポットスポットでやっていただいて結構なんです。これがもっと積極的に出てくるかなと思って持っておりました。何もかも町や職員がやるのではなく、それに応えていく、やはり住民の皆さんからも来るかなと思ってましたけども、まだ今のところ、そのようなことはございませんので、準備可能な限り、検討の必要はあると考えています。

ただし、やみくもに、今年度中に行えばいいということではなくして、準備が要りますので、少なくとも、今言いました記念事業のスポット的なものは、私の考えでは、12月末までにしっかり行われて、3月の年度末までに行えたら、やぶさかでないという考えは、今でも持っております。予算をつけていただくのは、皆さんにお願いしたいと思っております。

今後、もう一つは、長い目で捉えるならば、50周年だけでなく、先ほど申し上げましたように10年ごとの一区切り、60周年、70周年の云々の年には、先鞭者の努力でつくられた歴史を、議員さんのおっしゃるように振り返り、その年を迎えた町当局が、町議会の議員の、そのときの皆さん、そして住民の方々、団体グループの

方々の御意見を集約して、実行していただくということは、大変すばらしいことであると思っております。

したがって、50周年がということがだめであっても諦めずに、60周年、70周年、実際、私は60周年で近隣町村で招待を受けまして、非常に心苦しいと今も思っております。なぜ60周年か、50周年かというんじゃなくして、招待を受けるとうちもやらないかんやなという思いもあります。先ほど言いましたように、諸事情を考えた上で、昨年いろいろ慎重に考えた上で結論を出したことでございますので、どうか、御理解をいただきたいと思います。

それから、町史の一区切りとして迎えたこの50周年を、現状としては、全くお祝いをしないというんじゃなくして、ささやかではありますが、各記念事業を行い、住民の皆さん方とともにお祝いをし、次の世代、次の時代へとしっかりと受け継いでまいりたいと、この年度残りを思って考えております。

50周年を機として捉え、議員さんのおっしゃる町内での各分野での功労者の方々を表彰したり、また、夏休みには本当に子供たちがスポーツで大活躍をしてくれました。そのことをたたえることももちろん必要だとは思っております。

しかしながら、毎年、町への功労者の方々につきましては、感謝状の贈呈や、功労表彰の機会も設定をしておりますし、決して多くの方を表彰しているとは思っておりませんが、そういったことも最低限のところで行っておりますし、また、子供たちの活躍については、議員さんらにもお願いしまして、報告会とか、激励会とかいう開催を、なるべくよそよりもやるようにして、マスコミの皆さんの協力を得て、いわゆる町内外のPRとともに、情報発信も行っておりますので、このことを認識してもらった上で、どうか御理解をいただきたいと思います。

それから、あえて町民の方々にも具体的なことを申し上げますので、この場をおかりして、先ほど言いました50周年に捉えて、あやかってささやかなことをやるということ、羅列をさせていただきたいと思っております。

まず、一つは、遡りますがわたらい広報で、一番初めでございましたが、議員さんのおっしゃる町の歴史を振り返るために、住民の方々から過去の出来事への写真を公募して、それから将来の度会町はどうあるべきかというビジョン、若い世代の方々に夢と希望を語っていただくという特集を組みました。

そして、平成30年1月に町制50周年記念号として、1月号のわたらい広報と同時に、各全戸に配布をさせていただきましたというのが、記念事業を祝う最初の事業でございます。

それから、2番目には、50周年記念ののぼりをつくって、宮リバー度会パーク、これはもうどこでもそうだと思いますけど、手段として宮リバー度会パーク、それから庁舎のほうへ、庁舎へ来てもらうお客さん、あるいは、宮リバーへお越しにな

る庁内外の方問わず周知をさせていただきましたところでは。

それから、3番目には、春まつり実行委員会の御支援をいただきまして、この春まつりの中で何かできないかということで、もう一つ複雑なことをやるとなると、やはりその春まつりの進行に影響をすることにもございましたので、餅まきの際に子供たちへの菓子配りを楽しんでもらおうと思って、予算を入れてプログラムとして取り組んで配布をさせていただきました。

それから、この4月でございますが、これは民間の事業者の方からの提言をいただきまして、これを機にやろうと思っておりまして、町の暮らしの便利帳というのを、情報の伝達手段として作成して、これを今年の秋ごろには全戸へ配布するというので、ただいま広告等のスポンサーを集めて、大体最終的なことに近づいておりますので、これも読んでいただければ、文書の中で町の町制を理解していただくのではないかと考えております。

それから、11月10日に具体的に決まりましたが、文化人権講演会、毎年行われておりますが、これを記念事業として銘打ちまして、講師の方を呼び、度会中学校の体育館で、いつもは中央公民館でやっておりますけども、今回はもう一つ拡大して、一人でも多くの住民の方々に、この講演を聞きに来ていただきたいと考えておりますので、度会町の中学校の体育館を使用しまして、この50周年記念の講演会を行いたいと考えています。

講師につきましては、日程等いろいろなことで調整が難航いたしました。決まりましたと報告を受けております。皆さん御存じだと思いますが、TBSの「ひるおび」レギュラー出演されて、また、朝日放送の「キャスト」という番組にも出演されている、元裁判官で国際弁護士である八代英輝先生にお願いをいたしました。私も昼食を食べるときにテレビで拝見しておりますけども、幅広い分野で活躍の中で、非常に公平な眼光で、鋭い分析と判断力をもっておられるんじゃないかとお見受けいたしております。元裁判官国際弁護士という、非常に堅いイメージがあると思いますが、そうではなく、彼の場合は相当弁が立つと報告を受けております。また、タイトルが、「今、伝えたいこと」と聞いております。内容はわかっておりませんが、ここまで具体的になりましたので、広報わたらい10月号で、住民の皆さんにぜひともごらんになっていただき、そして、来ていただきたいと考えております。どうか、議員の皆さん方も一つ足を運んでいただいて、盛り上げていただきたいと考えております。

以上のようなことで、ほかにウオーキングとか、ブルーベリーとりをやる記念事業もやっておりましたが、残念ながら台風だったと思いますけど、だめになりましたので、それはもうできなかったということでございます。そういったことでささやかな事業ではございますが、50周年ということをそれぞれの住民の皆さん一人一

人がみずから歴史を、自分の人生も振り返っていただいて、これからの今後の度会町の少子高齢化の大変大きな課題を、一日一歩協力して、みんなで地域が頑張っ  
て乗り切っていくということを期待と、また行政も指導的役割を果たしていきたいと思  
っておりますので、どうか、御理解を一ついただきたいと思います。

本年、町制の50周年を迎えまして、少子高齢化の大きな課題を抱えておりますけ  
ども、決定打がもうございませんで、申しわけないんですけども、苦渋しております  
。今後も、度会町の町外のより一層のPR、それからより住みよいまちづくりを  
推進して、後世へつないでいきたいという意欲に変わりはございませんので、どう  
か、50周年記念式典にはこだわらずに、今後とも町議会議員の皆さん方の変わらぬ  
町発展の御協力と御支援を賜りますように、よろしく願いをいたしたいと思いま  
す。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 式典というのは、もう実際、ぜひやっていただきたいという  
強い気持ちをもってましたし、来年3月までがちょうど50周年ということですので、  
その中でもこういったスポーツの分野でいいますと、子供たちもしっかりと度会町  
の名前を全国にとどろかせていただいているということもあって、今まで度会町を支  
えてくれた方々への功績をたたえた、そういう祝う場、もうそういった部分がそん  
なにお金をかけずに豪華にするわけでもなしに、そういったことを町民全体が集っ  
て、そこで50周年を祝うと、喜び合うと、そういう場をぜひともつくっていただ  
きたいなど。まだ、そういう気持ちではおりますし、町長言われるように諸事情とい  
う部分で、最初はやろうと考えておられたと思いますけども、そういった諸事情、  
いかなることがあったとしましても、首長といたしまして、今の気持ちも当然ある  
と思いますが、ぜひともやっていただきたいと。もうそのように、まだ私はそのよ  
うに思います。くどいようですが、その諸事情という部分に関してもそうですし、  
今後一切式典はしないという形、その気持ちにお変わりはしないのか。その1点だけ、  
もう一度聞かせてください。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 先ほども申し上げましたけども、やりたい気持ちがあるのは、  
当然、首長としてあると思います。よそにも招待してもらっています。また、今、  
いわれたように子供のスポーツが相当頑張っておられるのも、まとめてやればいい  
んかなという思いもございませぬ。

先ほど諸事情というような難しい言葉使いましたが、この場では発言を避けます  
が、いろいろ慎重に協議した結果、こういうことになっておりますので、ただ、議  
員さんがそういう決意がございましたら、今後、住民の意欲を盛り上げていただき  
まして、ここでテレビも映ると思いますので、それでしっかりした50年の度会町の

意義を唱えて、自分たちのまちは自分たちで頑張るんやという気持ちを、スタートにやるということであれば、私は受けとめなければならないと思いますので、そういった盛り上げの威力というのを目で確かめていくことは少しは残っていると思いますが、今の時点では、そういった諸事情という言葉を使いますが、もうそれ以上追及しないでください。かなり苦渋の決断だと思っておりますので、そういうことで何とか50周年記念をやりたい。

先ほど言いました文化人権講演会も気のある人なら来ていただいて、「町長入れなかったやないか」とかと言ってもらうとありがたいんですけど、それほど入場料とか、そういう興業ではありませんので、動員等は今やっておりません。みずからそういう気になってもらうということではなくして、ある程度、今後も動員をかけたいぐらいの心配もしております。あの大きな中学校を、クラブ活動を一つの開けてもらうというようなことの中で使う以上は、しっかり住民の皆さん方にも来ていただくということにならないと、あれまばらやったなということになると、私も呼んだ講師に対して普通の人権講演と違いますので、腹もかければ、財政もかけておりますので、そういったことでは、一つ式典がない限りに、あそこに集中をしてるんかなという思いを、伝わったらいいかなと思っていますので、この答弁をもって、どうか若宮議員さん、私の思いが伝わってくればとは思っておりますが、どうしてもということであれば、そういった住民的なあれを盛り上げていただければ、やぶさかではないと思います。

式典は、何もお金をかけてやるということでもないし、また、必要十分条件の中でやろうと、私は言いましたけども、必要条件の中でもどこの町村もそうなんですけども、経費を節約しながら手づくりでやるということは、これはやる時は変わりはありませんので、そういった面ではいいんですけど、同じ式典をやるのであれば、50という区切りですんで、やはりある程度は、一つの積極的なプラス的な要因が住民に伝わるようなお祝いの事業を、一つのセレモニーです。そういうことも考えますと、非常に複雑な気持ちがございますが、今のところやる気はございませんということで、お答えをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） ありがとうございます。

町長の気持ちも十分理解すべきかなというのはあります。

ただ、3月までまだありますので、町民の皆様のお声もしっかり受けとめながら、またアピールできたらと思いますし、また、開催されることを望みながら、日々、私どものほうも頑張っていきたいと思っております。

長くなりましたが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

た。

○議長（八木 淳） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。  
暫時、休憩をいたします。

（10時8分休憩）

（10時21分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
続きまして、6番 登喜三雄議員。

### 《6番 登喜三雄 議員》

○6番（登喜三雄） 登喜三雄です。議長の許可をいただき、町長さんに質問をさせていただきます。

さて、度会町の人口減少を新しい視点から捉えた三つの課題について、質問をいたします。

2045年の人口推計が発表されました。2015年比で度会町は37%減少することとでございます。私は、度会町の人口減少社会の到来について、4年前の平成26年6月議会、また、平成27年3月議会で限界集落、消滅可能集落、いわゆる集落コミュニティの存続と、コンパクトなまちづくりについての議論を重ねてまいりました。

その中身は、水稻、茶栽培における農家人口の高齢化と減少がもたらす農業経営と合わせて山林の放置化の課題、また、買い物難民、医療難民、通学難民、給油難民を顕在化させる民営・町営バスのあり方や、あわせて開業医の後継問題等、また、在宅介護の「老老介護化」、さらには、光通信等IT化の遅れ、複合的な文化ホールや、図書館の整備、都市計画に準じた中心地の資本整備等々に対して、コンパクトなまちづくりと集落コミュニティの存続のあり方について、問題を提起してまいりました。

残念ながら課題解消への光は見えてまいりませんでした。いよいよ国立社会保障・人口問題研究所（社人研）と日本創成会議の推計がほぼ現実味を帯びてまいりました。度会町の人口が2040年、約5,000人となる。8,000人台から5,000人台へと規模が減少してまいります。

現在の総合計画をはじめとする各種計画は、多くの課題に直面することとなると思います。もちろん行政規模も縮小されていきます。

今回は、20年後の新しい課題3点として、まず一つ、水道の給水人口の減少と料金改正について。

2点目は、農家人口の減少と、いよいよ「農じまい」が始まると、このことについて、「農じまい」とは、いわゆる墓じまいという概念が、今、世の中にございます。これと同じような農業の店じまいの概念でございます。

それと、3点目、20年後の風力発電と太陽光発電の後始末について、この一般質



間を通して、町民皆さんに向けて、中村町政が描く未来への道筋を訪ねます。

課題の1点目でございます。

水道事業の40年耐用年数の問題、また、今回の決算資料にあるように、起債の未償還残高が8億6,000万円余りで、この元金償還が始まることなど、独立採算制を基本とする企業会計の本旨から、料金改定が必要になると言われております。

当然、水道事業における給水人口も減少していきます。今、安くて安全な水を供給してきたことに、赤信号がついてまいりました。水道料金の値上げを町民の皆さんに理解していただくには、どうしたらよいのか。ただ、決算見込みが赤字になり、議会も今年度中に予測される値上げ条例の改定に同意したというような単純な行政手続だけでは理解は得られません。値上げを先送りするほど、施設は古くなり、値上げ幅も大きくなってまいります。

平成29年度決算でも、「今後においては給水人口の減少による水道料収入の減少、老朽管の修繕、施設の維持管理、起債における元金の償還開始等により、このままでは安定した水道会計の運営は望めない状況となっているため、早急に水道料金の見直しを検討していただきたい」との審査所見が提出されております。

真水の文化ゾーンを誇る度会の水道を、魅力あるものとして供給していく。魅力ある水道の供給は、定住・移住構想にも大切な鍵を握ることとなります。そのためには、どのような企業戦略を持つのか。水道管理者としての町長さんに尋ねます。

2点お伺いをしたいと思っております。

平成22年度から平成28年度まで、約27億円をかけて完了いたしました簡易水道から上水道に移行するために実施されました、国庫補助事業の評価がどのように行われてきたのか。度会町水道事業評価委員会設置規程、この委員会は開催されたのか。また、どのように機能してきたのかについて、まず、お伺いをいたします。

もう一点は、人口5,000人時代に向けて、上水道事業の原理として、度会町水道事業設置等に関する条例にうたわれておりますように、常に企業の経済性を発揮するための努力はどのようになされていくのか。

もう一点、関連いたしまして、高低差を利用する水系の給水能力と使用量の関係から、端末開放圧力の利用及び配水途中に設置します減圧弁に代替する水力発電の利用を提言したいと思います。例えば、西部水系において落差のエネルギーが最も大きい地点で一部を開放し、得られる電力を売電する。既に、全国ではさいたま市、神戸市での実証、また、信州大学の研究理論、環境省・厚労省連携の「水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業」の採択に学び、鋭敏にコスト軽減を考える行動が期待されます。これらの経営努力が示されない限り、料金改定への理解が得られないものと考えます。どのような経営方針を打ち立てていくのか。水道の人口減少に鑑みまして、以上2点について、まず、お伺いをいたします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの登議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

水道事業につきましては、平成23年度から御承知のように、平成27年度、中身要しまして、約27億円。議員さんのおっしゃるとおりでございますが、統合整備事業を行いました。

1番目でございますが、水道事業の評価委員会が事業評価を行うということでございますが、これがどうなってるのかということでございます。水道事業の評価委員会が事業を行うには、事業費が10億円以上の事業が対象となっています。統合整備事業のうちの平成25年度からの東部の簡易水道統合整備事業が対象となりまして、平成25年3月13日に事前評価を行っております。

また、再評価をやるという時期につきましては、厚生労働省健康局長通知の「水道施設整備事業の評価の実施について」におきまして、「10年間は評価は要しないもの」となっております。したがって、今はそういう時期を迎えております。

また、人口減少社会が本格的に到来をし、少子高齢化の影響で人口構造も大きく変化し、議員さんおっしゃるような現象が生じておりますが、さらに受給水の利用者の節水意識の高まりが、今後も続くということで、水需要の減少が予想されております。

給水収益の将来的な減少が見込まれる中で、昭和50年代初頭から整備した水道設備の大規模更新の時期が迫っております、計画的な施設更新に向けて、多大な経費が見込まれております。

その中で、安全で良質な水を利用者に安定的に提供し続けるという使命を達成するためには、我々職員の一人一人が、これまで以上に利用者の視点に立って、水道を担っているという責任を感じながら、持てる能力を発揮していくことが必要となってまいります。

なお、御指摘の水道料金の改定につきましては、既に、平成23年度に、平成24年度から統合整備後の引き上げと料金アップの改正についての2段階の引き上げの説明を各地域でさせていただきましたところでございます。

水道料金は、事業及び地域の現状と将来の見通し等を踏まえ、水道サービスの継続と健全な経営の維持が可能となる水準を確保することから、減価償却費、また資産維持費を含めた原価を基に、算定をすることが必要であります。配水池等の耐震化及び耐用年数を超えた管路の更新と耐震化を計画的に進めるためには、次回の料金改定は、先に説明をさせていただいた平均使用量での改定率の120%を基本に、経済情勢、経営状況の変化等を考慮の上、平成31年度をめどに、水道料金のアップを目指し、実施計画を慎重に検討してまいりますので、どうか御理解と御協力をお願いをしたいと思います。

それから、次に小型水力発電につきましては、水道施設の完全従属的な運用となるため、発電計画の自由度が小さくなること、新たなスペースの確保も必要となり、投資経費が増大をいたします。

また、水質悪化などに配慮する必要があるなど、検討課題も多いため、以前にも、私の再生可能エネルギーの推進の中で、風力発電事業、太陽光発電事業、バイオマス発電事業、そして、議員さんの御指摘の小型水力発電事業の推進していきたいということで、当時の水道課に水面下での調査・検討を指示しました結果が、もう5年前でございますが、議員さんのおっしゃるような、いわゆる水道等の事業の統合整備に合わせて進めていこうと思ってましたので、いろいろ問題点もチェックしてもらいましたが、水源地を利用した。そして、配管の管と小型水力のタービンを連結したことを、接続してということ調査してまいりましたけども、あの当時では、時期尚早でメーカーにも相談しましたが、水道管と、それを直接に経費を抑えながらやっても、多大の金額がかかって発電量の結果についても、現実的には実行率の低さ、採算性が取れないというようなマイナス面ばかりがあるということで、私としては、この再生可能エネルギーの中のうちの小型水力発電をやりたいと思っておりましたが、当時、時期尚早で断念をしております。そういう経緯がございます。

今後、イノベーション、技術革新によって、コストの軽減、採算性、投資効率が高くなる要素が出てくることがあれば、一考の余地があると現時点では、まだ考えておまして、諦めの境地には至っておりませんので、どうか、この水力発電につきましては、今後もいろんなところと検討をしてやっていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（八木 淳） 登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） お答えをいただきました。

私が、検討をしていただきたいと。今後大きな課題になってくるのではないかなと思っておりますのは、今まで国補事業によりまして、簡水から上水道へと27億円が投資されてまいりました。果たして、この投資計画については、現状の給水人口がベースになっているのではないかなと考えます。それに基づきまして、料金改定が必要になってくると、説明もしてきたと。

ところが、住民の皆さんには、まだ十分に浸透していないと思っております。平たい言葉でいえば、人口減少に伴いまして、過大な投資が行われてきたのではないかと。厚労省の指導等によりまして、10年間はそのままいいんだというような御答弁だったんですけれども、絶えず企業会計の原理に基づきまして、経費の節減努力に努める必要があろうかと思っております。

私が、その水力発電を提案いたしますのは、この人口減少問題を考えたときに、

例えば、西部の水源を考えて一番落差の少ない麻加江とか、立花、ここで一部を開放する、単純に言いますれば、各御家庭の風呂場に水を開放する。それも皆さんの家庭の入り口でバブルを絞って減圧をして、調整した上で、あの圧力がございます。あのヘッド差を利用すれば、私はかなりの電力が発電されるのではないかなと、そのように考えます。

既に、検討したんだと、費用対効果がないんだというようなお答えだったと思うんですけども、先ほどお話をさせていただきましたように、大学の先生も理論的に検証されておりますし、また、埼玉や神戸や、そんなところでは、既に稼働しております。もう一度、経費節減に向けて有効な手だてとなるのではないかなと考えますので、担当課のほうでは真剣に考えていただきたいと思います。

もう一つは、この省エネ事業につきましては、環境省と厚労省の補助事業がセットで提案されております。既に、幾つかの自治体が採択されております。そういう新しい、町長はイノベーションというような言葉を使われましたけれども、新しい時代を迎えております。鋭敏に経営努力をしていただきたいと思います。

さらに、改めまして、町民の皆さん方にはもう説明してきたんだと。料金改定がありきというような、そういうスタンスではなしに、いま一度、皆さん方に御説明をして、御理解をいただく努力をしていただきたいと思います。

先の21号台風で、我が家の電気が二晩にわたり停電いたしました。このとき水道は計装電気のストップだけで、落差利用のシステムによりまして断水には至りませんでした。棚橋水系のようにポンプアップしているところでは、自家発電があっても、リスクは高まっていたことと思います。それでも職員の皆さんは夜間、風倒木と格闘しながら、浄水場の管理に奔走し、安定供給に努めていただいたとのごとでございませぬ。水道料金の値上げは、全国で続いております。

しかし、「なぜ今、必要なのか。」町民の皆さん方にもう一度収支の見通しをしっかりと公表していく。また、40年問題等、老朽管の維持管理、配水池の耐震のための投資が必要なんだというようなことをしっかりと見通しを立てて、公表をしていただくと。

前回、広報でも捉えていただいておりますけれども、料金が改定されましたら、改めましてお知らせしますと、既にもう料金改定ありきというようなスタンスで臨まれております。これでは私は町民の皆さん方に御理解をいただくのが難しいのではないかと。決して、私は料金改定に反対をしているものではございません。全国でもそのような傾向でございませぬし、放れば放るほど料金改定の幅が広がっていくと、そういうことで早急にそのような努力をしていただきたいと思います。

さらに、経営方針といたしまして、もう一つお願いをしておきたいのは、経験豊かな職員の育成が大切だと思います。安易な配置転換によりまして、人件費の削減

が行われないう、水道の安定供給に努めていただくことをお願いいたしまして、二つ目の課題に移ります。

課題の二つ目でございます。

今年も高温障害や台風と闘いながら、米の取入れが行われました。少し収量が減った様子ですが、自然の恵みに感謝しているところでございます。

さて、度会町は農業を基幹産業として位置づけて久しいところです。しかし、農業人口は年々高齢化とともに減少し続けています。平成29年度でも職業を農業とする人のほとんどが、マイナス申告であったと累進されます。その支えの多くは年金が主たる所得となっているのではないかと推測をいたします。

そこで、水田農業について、どのような将来展望をもって、度会町の農政を担っていくのか。先ほど言いました農じまいに向けた制度設計を示すべき時がきているのではないかと思います。議論をわかりやすくするために、ここでは一町未満の自作農家が直面いたします「農じまい」を想定するために、まず、水稻栽培のコストについて、一反当たりの収支を試算して示していただきたいと思います。その結果、どのような認識を持つのか。そして、20年後に備える農政の制度設計を示す時期がきていると思われませんが、町長はいかにお考えですか。このことについては、集落コミュニティのあり方、制度設計にもつながることと思います。

前提といたしまして、少し頑張っ収入については、反収を10俵といたします。支出につきましては、購入経費、まず箱苗は1反当たり20箱、農薬につきましては、箱施用また最初の初中期の一発剤によります除草剤、肥料につきましては、今、はやりの基肥一発、途中で登熟向上のための珪酸加里等の投入費用、委託、外注費用といたしまして、土壌改良剤の散布、それから耕起等のトラクターがないという前提のもとに、少し抑え目に耕起は2回、代掻は1回、田植え、それから無人刈防除、これも2回、刈り取りはコンバインによる、粃摺り調整、これは水分を20%、水番賃地区によりましては、要らないところもあるんですけども、私の立花といたしましては、溜池使用しようということで、立花仕様として6,500円、さらに細かいところでは米袋代が20枚、ほかにも農業共済の掛金等の費用があるわけなんですけれども、それと草刈り管理につきましては、自前で行うという、そういう前提のもとに、まず現状の米づくりについて、この収支を示していただきまして、皆さんでもって認識を新たにしたいと思います。その上で、新しい制度設計について、どのような考え方をお持ちなのか。お伺いをいたしたいと思います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの登議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

以前から農業政策、農業の復活については、いろいろな議員さんから御質問をいただいておりますが、なかなか力不足といたしますか。決定打が見えないというよう

な状況でございますので、努力はしてまいりたいということで、それを前提にお答えをしたいと思います。

まず、御質問の制度設計はと、ずばりでございますが、登議員さん非常に事細かく制度設計について書いていただきましたんで、非常に具体的でわかりやすい一つの基準判断かなと思って拝見をさせていただきました。

この御質問の水稻栽培コストにつきましては、御指示のとおり反当たり10俵の収量があったとした場合です。もう畝取りというんです。農協の買い取り価格が、これは国の方針に基づいたことが、御承知のように12万8,000円ということだそうでございます。これが農家の収入ということなんです。一般的に、御指摘の苗代とか、肥料です。それから作付、防除、刈り取り、何回行かうか、どんなものを使うかで、それぞれ形態が違ふと思いますが、まずざっと経費が、全体に見て10万6,000円ぐらいだということだそうでございます。差し引きすると、2万1,000円となる。これでいいのかなと、多いですけど、数字上は2万1,000円と出ておりますが、当然、これは井勘定であって、人件費は含まれておりませんし、実施的な反当たり、例えば10俵というんやなくして、8俵程度の収量した場合に、同じような経費を差し引きして計算してみましたけども、これぐらいですと、何と6,000円程度の赤字経営となります。これは御承知のとおりだと思います。

皆さんが努力されて、工夫されてるのは、辛うじてトラクターや田植え機といった農機具のある兼業農家は、何とか赤字にならずに営農してると、自分が外で働いてきたやつを投資しているというのが、今の中山間地域特有の度会町も現状でございます。

これだけ取り上げましても、国と県の掲げる儲かる農業という言葉には、私はほど遠いものであると思っております。

決して、農業が儲かるもんとは、私自身農家の出身ですが思っておりません。志を高くはいいんですけども、やはり私としては、まず復活であれば、儲けの出る農業というのを行政で目指していきたいと考えております。儲かる農業というのは、何か一獲千金のように思いまして、若い人が担い手すればというのは、それは万人に一人がおると思っています。度会町のそういう努力はしていかないといけません。

ただ、もう一つは、多くの皆さんが困っておられるというのが現状でございますので、その中でのやっぱり儲けの出る農業を、何とか工夫して行政もお手伝いをしやっていきたいと考えております。

度会町としては、新たな作物をとということで、以前からよく皆さんにも言いますが、伝統ある茶と米だけではいけないということで、栗味かぼちゃというものを育ててもらっておりますが、これも残念ながら初めは非常によかったし、私が来たときも栗味かぼちゃを勧めるんやという気で気合い入ったんですけども、残念な

がらやはり農家の事情で、今は農産物の収益としては反当たり29万円ぐらいになるそうです。

J Aが推進しているオクラというのが、一番高く、反当たり、これはもうびっくりするんですけど100万円だそうです。オクラの場合は、やっぱり非常に成長度が早いんで、どうしても市場へ出す場合は、適当なやつでないといひねてしまうとうまがないかな。そういうことで非常に心配りもしなきゃならないという大変な農業の生産だということもお聞きしております。

それから、もう一つは、ナバナ、これは反収40万円だそうですけども、各地域のところでも、農協主導でやっていただいておりますので、町もそういう側面支援が最低線ではありますけど、やらせてもらいたいな。これも収益のいわゆる減反政策とか、転作の一つだと思います。

また、3年前からは早生タマネギの栽培も行っているということで、いろんなチャレンジをしてもらっている地域もありますし、これが反30万円ぐらいの成果を上げているということで、まだまだだと思います。

そういった一つの事例がございます。皆さんそれぞれ農家も、生産の方々も頑張っておられるということは伝えてまいります。

農業施策としては、大きな目で見ると、多面的機能の支払交付金制度の活用、これは国の出した制度の中ではすばらしい制度だと思っています。それから、担い手農家への補助、農地中間管理制度を利用した農地のマッチング、これはちょっといろいろ課題もございますが、一応進めております。土地集積利用とちょっと合点がいけないところもありますけど、合点いけないということは、国に対しては申し上げられませんので、努力をするということでやっております。それから、獣害防止柵の補助、これはもう別の面での切り込みです。どれだけいい米をつくっても、獣害にやられてしまっただけでは、もう全く一目瞭然のことだということで、こういったことの優遇措置を町単についても講じております。

また、水稻栽培につきましては、減価償却費を含めれば、非常にコストがかかる。収益性の面では、非常に厳しい。農業経営維持が困難であるといえます。

しかしながら、これまで、ほ場整備事業や獣害防止柵整備事業を行って、生産性の向上をこつこつと図ってきたところでもありますので、また、中山間地域における集落維持の上でも景観を保全していくという面でも、大変重要ではないかと思えます。荒れた原野を見れば、心が痛みますので、そういったことのために、町単の補助金におきましても、少ないとは思いますが、トラクター、田植え機、コンバインの主要な3種の機械導入については、補助金を講じております。なるべく使っていただきたいなと思っております。

それから、今後は農業従事者の高齢化や人口減少等により、農業の維持が困難に

なっていく中で、担い手となる認定農業者、度会では20軒ちょっとぐらいあると思います。それから新規就農者、二人目ぐらいでまだまだだだと思います。それから集落営農組織、これも何カ所かで芽が出たり、やっけていただいている地域もごさいます。この集落営農組織等の育成が急務となっているということは、もう事実でございします。

そして、また担い手への農地集積を進めていく中でも、私が言います小さな生産地づくり、小規模農家の営農維持につながるよう収益性のある作物への転換も合わせて推進していくことで、農業経営を維持し、集落形態の維持につなげていくことが、必要であるかと思っております。

ずっと申し上げてきました集約でございしますが、私の農業政策の中では、いかなものかと思う点もございしますが、二つの方針で、一つは中山間地域の度会町におきまして、一日一歩とよく申しますが、大規模農業への集約化、これは国、県の方針のと通りの推進をしていくこと。

それから、もう一つは、絶対に怠ってはならない。あくまで中山間地域の度会町でございしますので、小規模農家へのその小さな生産地づくり、もちろん茶と米も守っていかないとなりません、それだけでなく、荒れないようにしていくためのいろんな作物への転換、小規模な生産地づくりを頑張って、獣害がやられることも、住民の皆さんが頑張って、それを超えていくというぐらいの姿勢で、目指していくという、この二本立ての農業が生産農家、あるいは農業を携わる人に頑張っていたきたいと思っておりますが、側面支援で、あくまで町行政としては、その基準判断、参考例を出して、その人たちが志を遂げるために支援をしていくという方向性でいききたいと思っておりますが、あえていうならば、今まで申し上げられませんでしたけれども、制度設計はあくまで個人的なものに任せるということの中で、そういう参考例を示しながら、度会型の農業というのは、私は中山間地の中で、この二つの点を目指していきながら、やっけていくことが必要であるということは、自分も確信をしております。

しかし、長い目を見たスパンでないと、全国でもこの問題というのは、すぐに解決できるという、一獲千金のようなことは農業政策、また、林業政策も同じだと思っておりますので、一次産業の復活は非常に見えにくいものになっておりますので、これからも努力をしてまいりたいと。

そのためには、かつて、昔のことを言いますが、私も聞いただけですけども、登議員さんもよく御存知だと思いますが、桑畑を茶園に切りかえたと、シルクがだめになってきたと。そこで、非常に危機を迎えても農業経営を継続してきましたということで、先鞭の努力がやはりうかがわれます。困ったときでも諦めることなくやっけてこられたと。



そして、今回の時代の流れに合わせれば、収益性のある作物への転換を推進することも一つだと思いますし、また、他の産地で行われている水稲の裏作での高収益作物栽培での収益性を高めていくという取り組みも、前は裏作というのがございましたが、今はもうとてもやないけど獣害もあるしできないやということでございますが、将来的には必要ではなかろうかと思っております。

また、継続性のある集落農業に向けて、担い手の支援、それから集落営農組織化への支援、地産地消の取り組みの継続的な支援策が必要であるということは言うまでもございませんし、国、県の施策を行う町単独の支援策を、これからも検討していく必要があるのではないかと考えております。

そして、あえてつけ加えるならば、何よりも大切なことは、既存の農業生産に携わる方々、そして新しく農業にチャレンジしたり、起業を目指す方々につきましては、農業の復活をモットーにそれぞれの自助努力と工夫、経営運営力も問われる時代になっていることは、時代の流れで事実でございます。そういったことも認識をしながら、また、メンタル面では、強い先ほど諦め感といたしましたが、強い自分の志の目標達成志向と決意、意欲と熱意が不可欠になろうかと考えます。

そういった方々が、これからの担い手の中で出てくるような下地作りをしっかりと継続してやっていく必要があるんじゃないかと思っております。

今後、町議会の皆さんをはじめ、農業関係に携わる方々や地域の皆さん方とともに、出口の見えない農業復活に対しまして、一日一歩、くどくど申し上げますけども、一日一歩焦らず、我々行政も、農業関係団体であるJA伊勢さんとも連携をしながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうか議員さんの御理解と御協力も、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（八木 淳） 登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） 多彩な構想を御披露いただきました。

ただ、私が申し上げたいのは、とにかく若い方がお見えになる世帯は、そういう多彩な構想に従いまして、オクラであり、ナバナであり、イチゴであり、収益性の高い作物にチャレンジすることは可能だと思いますけれども、周りを見渡してください。各集落、今、一生懸命水稲栽培やられてる方は、おおむね70代といっても過言ではないかと思っております。中には、もう80代になっても頑張ってみえる方が多く見えます。

この皆さん方には後継者がありません。若い方々は、サラリーマンになったり、また、度会町からよその地域に生活の糧を求めて出られております。ですから、20年後、農じまいが始まる。そのことを認識しながら、町の農業行政に携わっていただきたいと、1俵の生産者米価からはじき出していただきましたように、反収8俵ですと、べたべたから赤字になってるんだと、それでも農耕民族として染みついた

遺伝子を持ちながら、皆さん頑張って見えます。

しかし、やがて農じまいの時期を迎えます。それはお茶でも言えたと思います。桑畑からお茶に転換して、一時は大変稼がせていただきました。しかし、茶価の低迷によりまして、これはもう経済の原則でございます。茶葉の低迷によりまして、茶園が荒廃いたしました。

農業につきましても、私は補助整備は行政が主導で一生懸命集落懇談会を開きながら、汗を流して進めてまいりました。でき上がりました。

また、新しい制度として、町長さんいわれましたように、獣害対策につきましても、また、農地・水環境を守るといような国の方針のもとに、我が立花でも10年間チャレンジをいたしまして、1,500万円の投資をいただきました。非常にありがたく思いました。

しかし、この制度を継続していくについても、後継者が育ちませんでした。私どもの立花でも10年間1,500万円を区切りにいたしまして、継続については断念ということで、皆さんの合意が得られました。現在に至っております。有効に1,500万円は使わせていただきまして、感謝はしております。

ということで、中山間地の農地につきましても、草刈りは自前でというようなお話もさせていただきましたけれども、一反の田んぼをつくるのに、3畝から5畝、場合によっては5畝ぐらいの草刈りをやらないかん。この草刈りも80代の方が草刈り機を負いねて、努力をされております。

しかし、もう限界に近づいてきております。そういう概念をしっかりと持ちながら、役場はいろんな提案構想が、今、お話を聞かせていただきましたけれども、静観・傍観していたんでは、集落が、いわゆるなくなる。維持ができなくなっていく。そうしますと、行政体としての度会町も足もとから崩れていくということになるかと思っております。

詳細な耕作放棄地を調査していただいているようでございます。その結果も、決算等でお話を伺ってまいりました。

また、お話にもありましたけれども、国の制度として農地の中間管理機構、これらに頼ることは不可能な状況です。これらの経営が成り立つ制度設計を示していく必要があるかと思っております。

しかし、頼りといいます営農組織や法人の広まりがないときに、自作農の世界に、農じまいの概念が生まれてまいります。真剣に度会町の農業施策を構築していく必要に迫られています。役場や農業委員会だけではなく、お話にもありました農協さんの知恵も借りながら、集落の中に入り込んで議論を展開していく必要があります。それにはリーダーとなる役場の組織と体制の強化が必要になってまいります。放置すれば、じりじりと集落が、そして、コミュニティが崩解し、時の議会や町の

執行部は何も策を講じられなかったとの歴史が残ります。

まだ、遅くありません。先ほど若宮議員からも質問がありました。町制施行50周年に当たり、未来に向けて足がかりとなる農業制度をつくり、これを広めていく気概を示していただきたいと思います。これも節目に当たるときに大事なことはないかなと、私は思います。

最後に、私自身は、たとえ採算性に乏しい国土や町土の保全事業といわれましても、春から初夏にかけて青田を渡る風を楽しみ、黄金色に輝く実りの秋に感謝しながら、体の続く限り、米づくりをやっていきたいと思っております。

最後の質問、三つ目の課題に移りたいと思います。

脱原発、低炭素社会の実現に、度会町が貢献できることに意義を覚えます。度会町において、風力発電25基、5万キロワットの稼働に続いて、140ヘクタールが開発され、7万キロワットの太陽光発電工事が開始されようとしています。町の人口が激減するおおむね20年後、事業が閉鎖される時期を迎えます。このとき事業者の継承関係とともに、土地貸借等の土地の権利関係が曖昧になっている可能性があり、発電装置の撤去、跡地の環境回復等が危惧されます。

先の西日本豪雨でも、ソーラーの山腹が崩落し、その後の見通しが見えないとも聞きます。また、先月の20号台風でも淡路島の風力発電が倒壊いたしました。20年後を見据えた町政の責務を考えると、事業者と地元の約束とは別に、度会町が公の立場で統治する必要があります。それが地方自治に与えられた権限であり、責務だと考えます。事業の閉鎖後、事業者にどのような責務を約束させるのか。

また、その手段として、条例の制定等を考える必要があると思いますが、町長の御所見をお伺いいたしたいと思います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの登議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

平成23年の東日本大震災による未曾有の福島原子力発電施設の事故を契機に、我が国のエネルギーのあり方が大きな転換期を迎え、その翌年に創設されました、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」いわゆる「FIT制度」が後押しとなって、代替となる地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入が大幅に進められてまいりました。いろんな課題は持つておると思います。

この背景の中で、当町でも民間事業者によります発電事業の計画が進められまして、関係地区や利害関係者との合意形成のもとに、国や県との関係法令に基づく許認可の手続を経て、事業が進められてることは、御承知のとおりだと思います。

この質問のこのたびの趣旨としては、おおむね20年後に本事業が終了して、閉鎖されるとした場合の「事業者の継承」とか、あるいは「発電装置の撤去」そして、「跡地の環境回復」等が危惧されるという点と。このことに関して、2点目は、公

的な統治策は、町がやらないかんやないかという内容かと思います。

まず、順を追いまして、1点につきましては、国策として導入が促進される一方で、いろいろな課題が顕著化された懸念事項であり、このような状況を鑑み、私自身はちょっと遅きに資すると思いましたが、国のほうで、平成28年6月にFIT法を改正し、昨年4月には太陽光発電事業者に対して、事業計画の提出を義務づけ、計画策定の「国のガイドライン」がやっと示されました。

この中で、事業終了時における「発電施設の廃棄費用の確保と明確化」がうたわれておりまして、定期的な報告の義務づけがなされたところでございます。また、これらを認定事業者の情報として公表するほか、従わない場合には、指導・改善命令・認定取り消しというような措置が講じられることとなっております。

私ども、度会町も民活導入でいつも申し上げるように、開発と保全のバランスを考えながら、これを進めていって、税収入の確保にもつなげれば良いと思って進めておりました中で、議員さんのおっしゃるような、そういった一つの制約と申しますか。そういったことを町としてもやらないかなということ、案もつくっておりましたけど、つくっておるときに、同じような内容のことが国、または県で示されましたので、重複することはないなということ、案を採用を受ければ、あとは各論でいいなということ、協定とか、そういったものを、ちょっと緩めました。それで、今日に至っています。

ただ、跡地の環境回復の点につきましては、風力発電事業の場合の土地賃貸借契約におきまして、事業が終了時には、工作物を建築物を撤去した上で返還するということが、条項として定められております。これを生かしていきたいと思っております。

町としましても、事業規模とか、地元住民の不安などを鑑みて、町と事業者と地元地区の三者の間におきまして、環境保全等の協定書を締結し、本事業に起因する災害とか、健康被害が発生した場合の事業者の責務の明確化はもとより、事業者の継承という点におきましても、合意に至っている各種取り決めは、そのまま継承するというのを、協定事項で盛り込んでおります。

また、地元の説明会については、今度、太陽の今の発電事業者もしっかりと丁寧な説明を行っていただいておりますという認識をもちながら、町としても事業者には言うべきことは言ってということで、風力と同じような進め方を、今しておるところでございます。

それから、後段の御質問の公的な統治策につきましては、この三者協定書とは別に、私がいつもよく言ってるんですけど風力のときから、町と締結する当事者間の覚書というのが、この答弁に当たるかと思っております。

具体的な内容としましては、風力発電事業におきましては、「設備の点検のチェックと安全管理のさらなる強化」を求めて、風力発電に対して覚書を書き直しをさ

せた経緯がございます。

それから、太陽光発電事業につきましては、事業が終了した後の土地利用については、これは議員さん以下皆さん、住民の皆さんも非常に懸念しておるところでございますが、事前に協議することという覚書の項目として、最終的な調整を、今行っております。事前に協議するというのは、非常に漠然となっておりますけども、20年後、40年後の世界というのは、なかなか予期し得ないことでありまして、20年後にもしこの制度がそのままいって、事業経営がよければ、継続される可能性もあるかもわかりませんし、また、逆にいきなり倒産して、非常に不幸な結果を招くこともあるかもわかりませんが、いずれにしても、事前協議を誠意をもってやるということは、どの覚書でも、協定書でも、絶対にくさびを打ち込むべきところだと思っておりますので、今の段階では、それで覚書で対応をしていきたいと思っております。

もう一つ踏み込んで、町としての条例制定についてというのは、今現在では、事業者にそこまで制約ということにはなりませんので、国のガイドラインと県の条例以下で対応してまいりたいと思っておりますので、町としましては、今後も国と県と連携の体系を構築しながら、当然、この再生可能エネルギーは国の国策であるし、国のほうも、今、現状を見てもとばたばたしているような気はしますけども、何とか終始一貫性を保ってほしいなというのが、他力本願の私の願いですけども、これはいつ変わるかわかりませんし、しっかりと油断なく対応していかないと。そのためには、約20年後を見据えることは難しいですけども、これを見据えた議員さんのおっしゃるような住民の皆さんの安全と安心ということを第一義的に考えて、配慮をしていくという考え方でおりますので、また、太陽光発電事業につきましては、今からが町の出番かなと思っております。調整池と現地の排水、それから上の地理的条件も変わってきますので、いよいよ町が出番の役割かなということで、各課にも指示をして、いろんな知恵を結集して業者にも、住民のためのことは今、言っていくことと、やることはくっつけようということで、今、内部協議もやりながら、指示をしてやっているところがございますが、十二分にということは、なかなか人間のことでできませんので、この努力をしっかりと怠らずにやってまいりたいと思っておりますので、どうか、御理解と御協力のほうを、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

○議長（八木 淳） 登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） ありがとうございます。

3点目の課題については、少し安心をいたしました。国のガイドライン、県の指導等に基づきながら町は覚書でもって対応をしていくんだと、そのようなお話でございます。

ぜひとも、この覚書を公表していただきたいと思います。町民の皆さん方の安心のために、ぜひともよろしく願いをしたいと思います。

また、先ほどお話をいただきました。人権講演会で著名な元裁判官の方がお見えになるそうでございます。条例というのは、これは自治法に基づきまして定められた地方自治体の最大の権限だと思えます。学者先生にお伺いしていただきたいのは、覚書と条例とその辺のところでせめぎ合い、それでいいのかなど、そのような若干、疑問を持ちます。ぜひ、いい機会ですので、水面下でも結構でございます。ぜひとも著名な方に、またお伺いするのも、一つの策かと思えます。

最後になります。

再生可能エネルギーといたしまして、風力発電と太陽光発電の可能性に大いに期待をいたします。私の個人的な見解といたしましては、いまだに原子力発電をベストな電源に位置づけし続けることに、無力感を覚えております。

しかし、風力と太陽光発電が永続されることに向けて検証を怠ることなく、また、将来世代へ禍根を残さない秩序ある開発となるような制度、制約化が必要だと考えております。現行の森林や農地や環境や水源保護の法令や、条例とは別の縛りをつけることによって、このクリーンエネルギーの事業展開と開発行為がぜひとも社会に貢献するとともに、度会町にとりましても、また事業者にとっても実りあるものとなるように願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

続きまして、3番 溝口周生議員。

溝口議員においては、自席での発言を許します。

### 《3番 溝口 周生 議員》

○3番（溝口 周生） 3番議員、溝口周生でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。自席からの質問で失礼をいたしますが、よろしく願いいたします。

今回は、防災無線放送の聞き取りにくさの解消に、個別受信機設置ということで質問をさせていただきます。

冒頭から町長からも発言がありましたけども、今年の台風や大きな地震で、各地に大きな被害がもたらされています。このように自然災害の様子がメディアを通じて伝わってきます。この地方でも東南海地震がいつ起きてもおかしくないと言われており、自治体としても万全の体制で臨まなければなりません。

緊急時に、私たちは防災無線放送で情報を得るわけですが、しかしながら、放送が聞き取りにくい地域や夏・冬の窓を閉め切った状態の中で、聞き逃したりすることが多々あります。幾ら放送がされても内容が確実に伝わらなければ、緊急事態に意味をなしません。聴力障がいや、また年を重ねるに従い、聞き取りがしにくい

方々にとっては、情報は伝わりにくい。伝わらないことになります。これまでも多くの方からの情報もあり、個別受信機の設置を求めて何度か一般質問で取り上げさせていただきましたが、防災無線機と防災無線をデジタル化するときに考えると、また、上の方策を探って検討をすると答弁をいただいております。

先日の防災訓練のときの防災無線デジタル化の勉強会でも、災害時を含め住民に確実な情報伝達を行う手段として、個別受信機の配布が最適ですとテキストには書かれておりますが、改めて、緊急時の情報伝達について、今、町ではどのような検討がされたのか。また、これから町として、どのように進めていこうとしているのか。お伺いをいたします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの溝口議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

溝口議員さんに当たりましては、再三この問題取り上げていただいております。私と何もしてないやないかと、進んでないやないかという議論に、最終的にはなるんかと思っておりまして、非常に残念には思っておりますけども、水面下ではしっかりといろいろと協議はしております。ということ、まず申し上げた上で、今から回答をさせていただきたいと思っております。

まず、防災無線の内容の周知につきましては、おっしゃるとおり防災行政無線の聞こえない世帯につきましては、町内の放送設備の状態を調査して、今までも決して放ってるわけではなくして、聞きやすいような努力をしようということで設置可能なお金を入れて、17カ所で、年々追加設置などを実施してまいりました。それでも防災無線は、全国各地聞いておりまして、完璧はないということは、もう思っております。窓を閉めたら聞こえないということもある。窓をちょっとぐらい開けてくださいよということも申し上げたいんですけども、それは非常時のときはなかなか難しいかなと思っておりますので、そういったことの中で、なかなか紆余曲折をしております。

それから、現在は、まず、これからの度会町が今の時点からどのように皆さんに情報伝達するんかということも、一つだと思っておりますので、現在は、防災行政無線以外で周知する方法としては、確認ダイヤルの電話番号63-001、63-002で、また、ケーブルテレビの町行政放送チャンネル（文字放送）、それからホームページ、それから登録制メールという、この手段によってやっているところでございます。

特に、効果があるんかなと思っておりますのは、登録制メール、携帯につきましては、ほとんどの方がお年寄りの方もこのごろは携帯をお持ちだと思います。

そんな中で、町のホームページから登録が可能ですし、また、防災行政無線の放送内容が、携帯電話のメールで届きますので、内容の確認には、非常に、今、最も有効な手段であると確信をしております。

現在、約1,000人が登録済みでございます。それでもまだまだ度会の人口を考えると、知っていてやらないんか。面倒くさいんか。そんなことはええやろうというんか、ほかに手段を求めとるんか、ちょっとわかりませんが、約1,000人の登録済みでございます。町としての目標は一応、独断でございますけども3,000人の登録を、まず目標にしていると、担当課は申しておりますが、私としましては、防災環境課の窓口へ問い合わせをしていただきましたら、いつも応じさせてもらいますので、まずは住民の皆さん方に携帯電話へのメール登録の相談もさせていただいておりますから、積極的に恥ずかしがらずに、面倒くさがらずに登録していただいて、携帯電話の保有者全員が登録していただくことを願っております。一番の近道だと思っております。

それから、防災行政無線に関しては、総務省でのデジタル化というのがございまして、これがどうしても国の、私がよく申し上げるように、国の動向を注視しながらというて、年に1回ぐらいは国の方も説明に来たりしておりますので、そういったことで情報ももらいながらやっておりますして、平成13年度から総務省が推進をしております。

今でも、やはり度会町と同じような自治体は、いろんなことでネックもありますし、なかなか壁がございまして、国との乖離がありまして、推進がずっと順調にはいってないんじゃないかと思っております。そのうちの1自治体かなと。

また、町の防災行政無線の設備は、昭和60年度にアナログ形式で整備をして、保守をしながら30年経過して、現在に至っております。

国からは、デジタル化への期限設定をしていただきたいなというんですけど、彼らはなかなか立場上、設定をされません。好ましい、望ましいという言葉が多いですので、近い将来は、恐らくもうこのままでずっといけば、整備期限の設定とともに、どうしても待ったなしになるんやろうかという予測はしております。

そんな中で、当町でもデジタル化の実施が迫られるということの考えのもとに、既存のアナログ電波で戸別受信機を整備することは、デジタル化とともにデジタル用に買いかえる必要がありますので、決して、財政上、そんなに豊かではございませんので、慎重に二重投資をしないようにやっていかないと、結果は、つけは住民の方へいくということになるんかなと思っております。

したがいまして、本町にも防災無線本体のデジタル化とともに連動して、戸別受信機は、その導入を含めた上での検討を、これから重ねていくことを答えとさせていただきたいと思えます。

それから、御質問の事業の進捗については、現在、電波の伝搬調査を行って、東海総合通信局と調整を実施したところでございます。

デジタル化には、非常に高額な予算が必要です。決して、高額やからというて逃



げることではないんですけども、必要であれば、十分であればということですけども、慎重に検討をして、今後、水面下で全体の概算事業費を具体的に算出して、財政、戸別受信機の運用も含めて内部協議を行って、この間の防災総合訓練の中では、ある事業者が来て、具体的な説明を、議員さんも来ていただいておりますが、ああいうことが一つとしては進んでいく方向性になるのかなという考えで、あそこに挙げているのは仮説であって、すぐに何年で何をやってということではないんですけど、事業者としては、ああいう説明をしたほうが具体的にわかりやすいんじゃないかということやっていただいたと思っております。

したがいまして、ある一定の期間内で実施していけるような具体的な内容を、国の動向を注視しながら、事業計画を立て、そして、タイミングということを見計らって、重点的に捉えて、前向きに、かつ慎重に、今後、検討を加えながら、実現化を目指したいと思っております。

さらに、戸別受信機につきましては、1台6万円と、今、算出をされております。これを3,000世帯に設置すると、プラス2億円ぐらいの予算が別途必要となるということ。これも承知していただきたいと思っております。そんな中で、翌年度以降も保守経費が必要となってきます。

また、災害の種類は、今は非常に複雑多様化にしております。私自身が非常に懸念しておりますのは、やはり議員さんのおっしゃる大地震の発生の際の皆さんに、一人でも多くの方が知っていただいて、被害が最小限に食い止めることしかないであろうかなと思っております。

基本的には、やはりまず逃げることなんですけど、地震が起きると大体多く見ていただくとわかるんですけど、1回ぱっと立ちどまって時間待ちます。そうすると、地震というのは、大体この間もそうでしたけど、30秒から大体2分までやと思います。その間は、みんな立ち尽くすか、潜るかぐらいで、外へ出ていく人は少ないのかなと。

ただ、外にいる方は一番危なくない電柱、高い建物、ビルから離れようという意識が働いて避難すると思っております。

そんな中で、2億円の経費がかかる中でも、果たして、度会町の災害への認識が意識を高めて、自助・共助・公助、必要なんですけども、すぐにそれがさっと踏み切れるかということになって、全戸数の対象に受信機を渡せるかということになると、また、もう一度具体的な議論の中では、もう一回議論を醸し出す必要性があるのかなと思っておりますので、ただ、前向きに検討をして、慎重にやりながらなるべく期待に添っていくような方向に持っていきたいとは思っております。

今のところは、そういう回答でございますので、今後また既存システムである電話、それからメール等の利用者とのバランスを調査して、これをもっと充実化して、

特に慎重に今の導入につきましては、内部協議を重ねて、対象の中は全戸数にするのかどうかということも、一つの今度は議論の対象になってくるんじゃないかと思っておりますので、どうか、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（八木 淳） 溝口周生議員。

○3番（溝口 周生） どうもありがとうございます。

東南海地震というのは、もう本当に待ったが効かない状態やと思うんです。本当にいつ起こってもおかしくない。

それと、また、ここは津波の心配はないんですけども、やっぱり家屋の倒壊とか、地割れとか、そういう想定できないような被害があった場合に、やっぱり一番最初欲しいのは情報、的確な情報だと思うんです。それがやっぱり皆さんの耳に直に届くような方策を講じてほしいんですけども、国の動向を見ながらとおっしゃいましたけども、本当にそれいつになるかということも、まだはっきりおっしゃいませんでしたし、本当に待ったが効かない状態の中で、そういう進捗具合でいいのかというところも、もう一度質問をさせていただきます。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 溝口議員さんの理想的な、おっしゃることはよくわかります。今にも東南海地震が来るだろうという認識は、当然、国や県の指導で、我々も首長としては東南海だけやないんです。東海地震も怖いんです。南海地震はどうかかなと思うんですけど、この三つを言われてるんです。私がもう一つ懸念してるのは、度会町のこの地理的条件で、一番怖いのは行政が対応しにくいなというのが、今後、どなたがやられても、土石流の対応だと思います。これは国で気象庁が、裏の斜面を見たら、地すべりを起こす現象としては濁り水があると。これが夜中に来るとか、寝とるときに来たときは、それはなかなか難しいんかなと。

それと、うちらが避難情報は、非常にこれは難しい行政の課題やと思いますが、これから行政を頼っていただくことになるんですけども、やはり行政が的確な判断をするには、専門的知識も欠くんですけど、情報手段というのを、やっぱり国、県との連携を深めるということと。

それから、今ある手段をしっかりと住民の皆さんも認識していただいて、私、先ほど言いましたが、携帯メール、これを私も苦手なほうなんですけども、また一生懸命頑張れば、うちのほうも問い合わせしてもうたら相談に応じますので、これをしっかりやれば、先ほど議員さんがおっしゃった、度会町はいわゆる津波は心配ないと。しかし、私が申し上げたように地震の場合は、一番怖いいつ起こるかわかりませんので、寝込みを襲われるということがあります。戸別受信機そのものが、ぼんという大きな地震とともに、直下型で機能をなさんというケースも十分考えられます。戸別受信機があるから絶対ということではないと思います。

特に、大きな部屋をもってる住宅の方とか、お年寄りの方は睡眠しているときに、それが仮に指導があっても、気づかずにいるというのが夜中の一番あれだと思いません。

そういったことも含めた上で、今、言いましたけど国の動向を注視すると言いましたけども、もう何年前から言ってますけど、いつやといわれますけど、国ももうそろそろ切羽詰まってきております。話を聞いとると望ましい好ましいがだんだんすっと下がってきて、やってもらわないかんやないかというところまできてるんです。ちょうど自治体のそのものに対しては、やっぱり財政上、特に中山間地域、東北地方とか、信州とか、我々の地域は、何億円もかかります。機材はあるとはいうものの、五、六万円する戸別受信機を、全戸数につけるかということについては、賛否両論もあるんやないかと思えます。

当然、それがいいということであれば、すぐにやるべきだと思いますが、まだまだそこまで至ってないというと語弊があるかも知れませんが、努力を重ねておりますので、そういったことで国の動向も待たなしには来てると思います。そういう面で、私が申し上げた国の動向は注視したいと、ただ、通り一遍に格好をつけていってるんやないということだけは、この答弁でさせてもらいます。もうかなりこの辺まで来てるということは、この間も思っております。

ただ、うちの実情もしっかりと冷静に検討しないと、財政上の問題でそれが果たして、費用対効果というと非常に問題あるんですけど、命を守るためには、それはもう当然のことだと、今はもう認識しておりますので、そういったことでうちと同じような自治体との協力関係もしながら、国への、これから今後をもっと起債が有利なるとか、そういうことも諦めずにやっていきたいというのが、水面下で思っておりますので、努力をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、今、言ったメールをしっかり議員さんのほうも、知り合いの方に勧めていただいて、「俺してないわ」「私してないわ」というのをよく聞きますので、私も言うんですけどわからなかったら、うちの窓口の防災環境課へ来てくださいよということもいうておりますので、ぜひとも、まずはメールがしっかりと捉えられるように、3,000人を目標にしておりますので、どうか、その辺も一つ御推進もお願いしたいと、ここから頼ませていただきたいんです。

そのかわりしっかりした戸別受信についての努力は、あくまで対象を考えながら、財政を考えた上でやっていきたいというところまで、私の思いはきておるということは、事実でございます。全部に1、2の3でやるというところまでは、まだいかなもんかなと思っております。先ほどの金額、金の問題やないんですけど、いろんなことをやる分野がございますので、いろいろ考えて、これからまた税収入が確

保できれば、またいろいろなことも出てくると思いますので、そのつもりでしっかりと溝口さんのほうも御協力のほどを、御理解をよろしくお願いをしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 溝口周生議員。

○3番（溝口 周生） どうもありがとうございます。

住民の命と財産を守るのが、自治体の役割ですから、例えば、防災に対する構築が手薄で自治体の責任が問われるというようなことのないように、ぜひ早急に進めていただきたいと思いますし、本当に、町民の皆さんもそれをすごく望んでみえると思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（八木 淳） 以上で、溝口周生議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩いたします。

(11時43分休憩)

(13時26分再開)

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず冒頭に、先ほど中村町長より溝口議員の一般質問の答弁の発言内容の変更をしたいとの申し出がありましたので、これを認めまして、中村町長より訂正を求めます。

中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、午前中の一般質問の中で、溝口議員さんの質問の回答で、私のほうからちょっと数字のあれが間違えましたので、訂正とおわびをしたいと思います。

回答の中で、確認の電話番号のダイヤルを、63局の0001、63局の0002というところを、ゼロ一個足りなかったということで、そういうダイヤルはないそうでございますので、001と2といたしましたので、これをちょっとおわびをさせていただきますと思います。申しわけございませんでした。訂正をいたします。

○議長（八木 淳） それでは、会議を始めます。

### ◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました、議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 岡村 広彦議員。

○予算決算常任委員長（岡村 広彦） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第39号 平成30年度度会町一般会計補正予算（第2号）、議案第43号 平成29年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定について、以上2議案について、教育長並びに関係課長、事務局長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第39号については、原案どおり可決すべきものと決し、議案第43号の決算関係については、認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

また、報告第3号 平成29年度度会町財政健全化判断比率については、担当課からの説明及び報告を受けました。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 牧 幸作議員。

○総務住民常任委員会委員長（牧 幸作） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第40号 平成30年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第41号 平成30年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第42号 平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第44号 平成29年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第45号 平成29年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第46号 平成29年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第48号 平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号 度会町職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、以上9議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第40号ほか4議案については、原案どおり可決すべきものと決し、また、議案第44号ほか3議案に決算関係については、認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 登 喜三雄議員。

**○産業教育常任委員長（登 喜三雄）** 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第47号 平成29年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第49号 平成29年度度会町水道事業会計決算の認定について、以上2議案について、教育長並びに事務局長、関係課長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第47号及び議案第49号の決算関係については、認定すべきものと決しました。

また、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める請願、請願第4号 防災対策の充実を求める請願、以上、請願4件について、慎重審議の結果、いずれの請願も採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

**○議長（八木 淳）** ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

**○議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決で、決算関係につきましては、いずれも認定であり、また、請願関係につきましては、いずれも採択であります。

これで常任委員長報告を終わります。

**◎討論（議案第39号～議案第54号）**

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第39号から議案第54号までを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第39号から議案第54号までの討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

**○議長（八木 淳）** 異議なしと認め、これで討論を終わります。

**◎採決（議案第39号～議案第51号、議案第53号～議案第54号、請願第1号～請願第**

#### 4号)

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のうち、議案第39号から議案第51号及び議案第53号から議案第54号についてを採決いたします。

議案第39号 平成30年度度会町一般会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第40号 平成30年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第41号 平成30年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第42号 平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第43号 平成29年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第44号 平成29年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第45号 平成29年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第46号 平成29年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第47号 平成29年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第48号 平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第49号 平成29年度度会町水道事業会計決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第50号 度会町職員定数条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第53号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。



(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第53号は原案に同意することに決定しました。

続きまして、議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第54号は原案どおり同意されました。

以上、議案第39号から議案第51号及び議案第53号から議案第54号までの15議案は  
全て原案どおり可決・同意、また決算関係については、認定されました。

続きまして、請願受理番号第1号から第4号までの請願4件について、討論を省  
略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、採決します。

請願受理番号第1号から第4号までの請願4件に対する委員長報告は、それぞれ  
採択であります。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願に対し、採択すること  
に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求  
める請願に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる  
制度の拡充を求める請願に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第4号 防災対策の充実を求める請願に対し、採択することに  
賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

以上、請願受理番号第1号から第4号までの請願4件については、全て採択することに決定いたしました。

### ◎採決（議案第52号）

日程第5 これより議案第52号について、採決いたします。

議案第52号 教育長の選任につき同意を求めることについてですが、本議案は人事案件であり、御本人が議場におられますので、議場からの退席をお願いいたします。

〔中西教育長 議場から退場〕

それでは、議案第52号 教育長の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第52号は原案に同意することに決定しました。

ただいま同意されました中西正典君に議場への入場をしていただきます。

中西正典君が入場されましたので、御挨拶をいただきたいと思います。

中西教育長。

○教育長（中西 正典） このたび選任に伴う同意をいただきまして、本当に改めて身の引き締まる思いをしております。

今回の再任に際しまして、今までの3年間で真摯に振り返り、度会町教育のために、さらなる発展、そして、振興のために一層努力をしてまいりたいと決意を新たにしております。

今後とも御指導・御鞭撻のほどを、どうか心よりよろしくお願いを申し上げます。

○議長（八木 淳） 暫時、休憩をいたします。

（13時43分休憩）

（13時45分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎委員会提出議案の上册（発議第3号～発議第6号）

追加日程第1 お諮りいたします。

本日、議員提出されました発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、発議第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、発議第5号 子どもの貧困対策の推進と就

学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について。

以上、発議第3号から発議第6号までを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号から発議第6号までを日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

### ◎提出理由の説明(発議第3号～発議第6号)

追加日程第2 それでは、発議第3号、発議第4号、発議第5号及び発議第6号に対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

6番 登喜三雄議員。

○6番(登 喜三雄) 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書案を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出する。

平成30年9月18日

度会町議会議長 八木 淳様

提出者 度会町議会議員 登喜三雄

賛成者 度会町議会議員 濱岡裕之

同じく 溝口周生

同じく 福井秀治

同じく 西井仁司

提出理由

義務教育費国庫負担制度は、「無償制」等国が必要な財源を措置するとの支出で、確立された制度です。

未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、教育に地域間格差が生じないように同制度のさらなる充実が求められます。

上記のような理由から、同制度の充実を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書案を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出する。

平成30年9月18日

度会町議会議長 八木 淳様

提出者 度会町議会議員 登喜三雄

賛成者 度会町議会議員 濱岡裕之

同じく 溝口周生

同じく 福井秀治

同じく 西井仁司

提出理由

2017年「義務標準法」が改正され、小・中学校等における「障がいに応じた特別の指導」や、「日本語能力に課題のある児童・生徒への指導」のための教員が基礎定数化されました。

しかし、学級編制については、2011年に小学校1年生における標準が40人から35人に引き下げられて以降、法改正による引き下げはありません。教員が教育の諸課題に対応し、児童・生徒一人ひとりに向き合うためには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善によって、安定的な基礎定数を確保することが必要です。教育予算を拡充し、教職員配置の拡充も含めた教育条件の整備を進めていくことが山積する教育課題の解決を図り、子供たち一人ひとりを大切にし、子供たちの豊かな学びを保障することにつながります。

上記のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書案を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出する。

平成30年9月18日

度会町議会議長 八木 淳様

提出者 度会町議会議員 登喜三雄

賛成者 度会町議会議員 濱岡裕之

同じく 溝口周生

同じく 福井秀治

同じく 西井仁司

提出理由

厚労省の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は13.9%、およそ7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。

「子どもの貧困対策に関する大綱」における基本的な方針の筆頭に、貧困の連鎖の解消が掲げられているとおり、その連鎖を断ち切るための教育にかかる公的な支援は、極めて重要であり、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のより一層の充実が求められています。

上記のような理由から、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書案を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出する。

平成30年9月18日

度会町議会議長 八木 淳様

提出者 度会町議会議員 登喜三雄

賛成者 度会町議会議員 濱岡裕之

同じく 溝口周生

同じく 福井秀治

同じく 西井仁司

提出理由

学校は、児童・生徒をはじめ地域住民が活動する場であり、地域の拠点となっています。

また、災害時には、避難所となる等重要な役割を担っていますが、防災関係施設、設備の設置率は十分ではなく、早急な対策実施が必要です。先般の大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による被害を受け、避難所機能に関わる部分以外においても、学校施設の老朽化等に伴う安全性の低下を危ぶみ、早急の安全点検と対策の充実を求める声も高まっているといえます。

上記のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

**◎質疑（発議第3号～発議第6号）**

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました発議第3号から発議第6号まで、以上、発議4件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

**○議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

発議第3号、発議第4号、発議第5号及び発議第6号に対する質疑を打ち切ります。

これで発議に対する質疑を終わります。

**◎討論（発議第3号～発議第6号）**

追加日程第4 これより討論を行います。

発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

**○議長（八木 淳）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

**○議長（八木 淳）** 討論なしと認めます。

発議第3号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

**○議長（八木 淳）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

**○議長（八木 淳）** 討論なしと認めます。

発議第4号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 討論なしと認めます。

発議第5号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 討論なしと認めます。

発議第6号に対する討論を打ち切ります。

これで討論を終わります。

#### ◎採決（発議第3号～発議第6号）

追加日程第5 これより発議第3号から発議第6号についてを採決いたします。

発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、発議第3号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、発議第4号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、発議第5号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、発議第6号については、原案どおり可決されました。

以上、発議第3号から発議第6号までの発議4件については、全て原案どおり可決されました。

### ◎閉会中の継続審査の申し出について

日程第6 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

### ○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

### ◎議員派遣の件について

日程第7 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、その目的・場所等について、お手元に配付いたしましたとおりに派遣いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

### ○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

なお、この件につきまして、その内容に変更が生じた場合の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

### ○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、決定いたしました。

### ◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成30年第3回度会町議会定例会を閉会いたします。

(13時58分)



地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員